

日本の税法 消費税

山田 俊一

はじめに

私どもは買い物をしたりコーヒー飲んだり乗り物の運賃を払ったり日常の生活においても、高額な住宅や自動車を購入しても購入価格に8%の消費税を払っている。大半の人は今それは当たり前のように違和感無く過ごしていると思われる。日本の税制の歴史からみるとこのような消費税は歴史が浅く課題が多い税金である。

法律では今8%を10%に値上げすることは決まっている、2019年10月から税率10%になる予定だ。ただこの先実施が延長されるかもしれない。

物・サービスを買うときに消費者はそのものの価格と支払う税金（消費税）をどのようにして理解しているのだろうか？

図表1 領収書の一例

The image displays three examples of Japanese receipts. The top receipt is a Toyota invoice for a Prius S, showing a total price of 2,849,342 yen including 8% tax. The middle receipt is a gas receipt for 103.00L of fuel, with a total of 7,564 yen including 8% tax. The bottom receipt is a food receipt for groceries, with a total of 11,717 yen including 8% tax.

図表1のこの例は上のほうの車の請求書は車両本体価格・付属品価格の表示は税込みである。東電の電気代も税込み価格で、100円ショップも税込み価格で消費税は別書きしてある。下の領収書は灯油代の本体価格7,004円が表示されそれに8%の金額560円を追加

して合計 7,564 円と表示してある。同じように右下のスーパーマーケットの領収書では 7,991 円の本体価格に税率 639 円を加えて金額 8,630 円の領収書である。このように税込価格表示は内税方式で本体価格を表示し税金を追加する表示は外税方式である。日本は今両方式どちらも認められている。乗り物の運賃・郵便料金（郵便を出す時）などは内税方式で消費者が支払う税金はとっさに幾らかは理解できない。どちらの方式が消費者にとって親切なのだろうか。税徴収する側は内税方式を採用し痛税感を少なくする方式が多数のようである。

もし消費者が消費税の支払いを拒否したら罰則はあるのだろうか。所得税など異なり消費税の納税義務は消費者ではないので罰則は適用されない。ではこの取引はどうなるのであろうか。税法に関係なく売るのが税金を貰わなくても売りたいか、消費者は税金を支払ってもそのものを手に入れたいか、両者の力関係で商談が成り立つかどうかである。消費者に又買ってもらいたいか次も買ってもらえるだろうと期待が強ければ税金は売り持ちとなる。これは業者（納税義務者）と消費者の間での論理である。業者間（納税義務者）での取引では通用しない。2017 年 3 月 10 日付けの朝日新聞に「帝国データバンク」が調査委託先への支払い報酬に消費税の一部を支払っていない（買ったとき）消費税転嫁対策特別措置法違反で公正取引委員会からは是正勧告を受けた（約 1 億 3 百万円の未払い）との記事があった。このような取引での両社の力関係での消費税の支払いの不正は製造業・物流業などでも可能性がある。

一方起業して一定期間 1,000 万円以下の売り上げ・輸入取引業者には消費者が税金を支払っても納税する義務が免除され消費税分が業者の利益となる。又免税業者でも課税事業者（納税を選ぶ）を選ぶと消費税を納税していないにもかかわらず消費税の還付を受ける場合もある（簡易課税）。

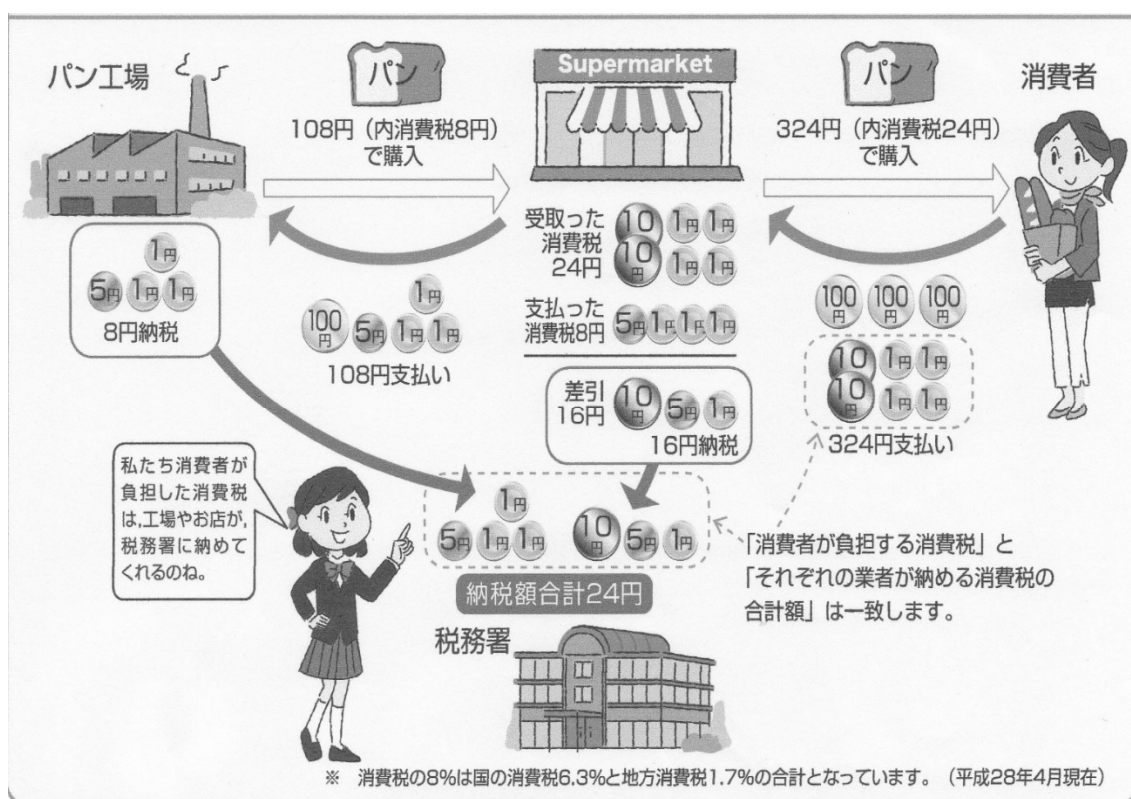
消費税の原則課税、消費税の仕組みは図表 2 に示すように課税取引（不課税取引・非課税取引・免税取引を除く取引法律に規定）が行われる毎に税を支払うのが原則である。原則課税の方式は付加価値課税（粗利益）である。図表 2 では消費者は 300 円のパンに消費税 8%24 円を上乗せして 324 円を支払う。パン屋は製造元から仕入れ値 100 円に 8 円を上乗せ仕入れる。納税者であるパン屋は預かり 24 円から仕入れ時に 8 円上乗せ分を差し引き 16 円納税する。パン屋の粗利益は 200 円であるから $200 \text{円} \times 0.08 = 16 \text{円}$ になる。製造業も同じく製造材料費が 50 円だとすれば消費税 4 円を材料納入者に支払っているのだから $8 - 4 = 4$ で納税は 4 円である。

原則課税に対して簡易課税方式がある。原則課税方式では帳簿に消費税を区分して記録しなければならないが簡易課税方式だと消費税を区分して記録しなくてもよく業種により定められている率で消費税が決定される。正確な消費税納入への疑問がある。

我が国では10%に税率が上がれば「帳簿方式」から「インボイス方式」に転換するように予定をしている。日常製品の軽減税率制が施行される予定に備えるためである。今は請求書記載の消費税金額はすべての商品取引が同一税率であるから一括で表示が可能である。インボイス方式では送付書・納品書・請求書などに商品ごとに税額の表示が要求される。業者の事務負担が重くなるが消費税金額はより正確になる。

消費税は所得税などとなり税金相当を支払った人（負担する人）と納税義務がある人が異なる間接税の一種である。この一般消費税導入により今までの間接税は廃止されたのであるが自動車重量税・ガソリン税・酒税・タバコ税など政策的な理由で存続している間接税もある。二重に消費者は税を負担しているのである。

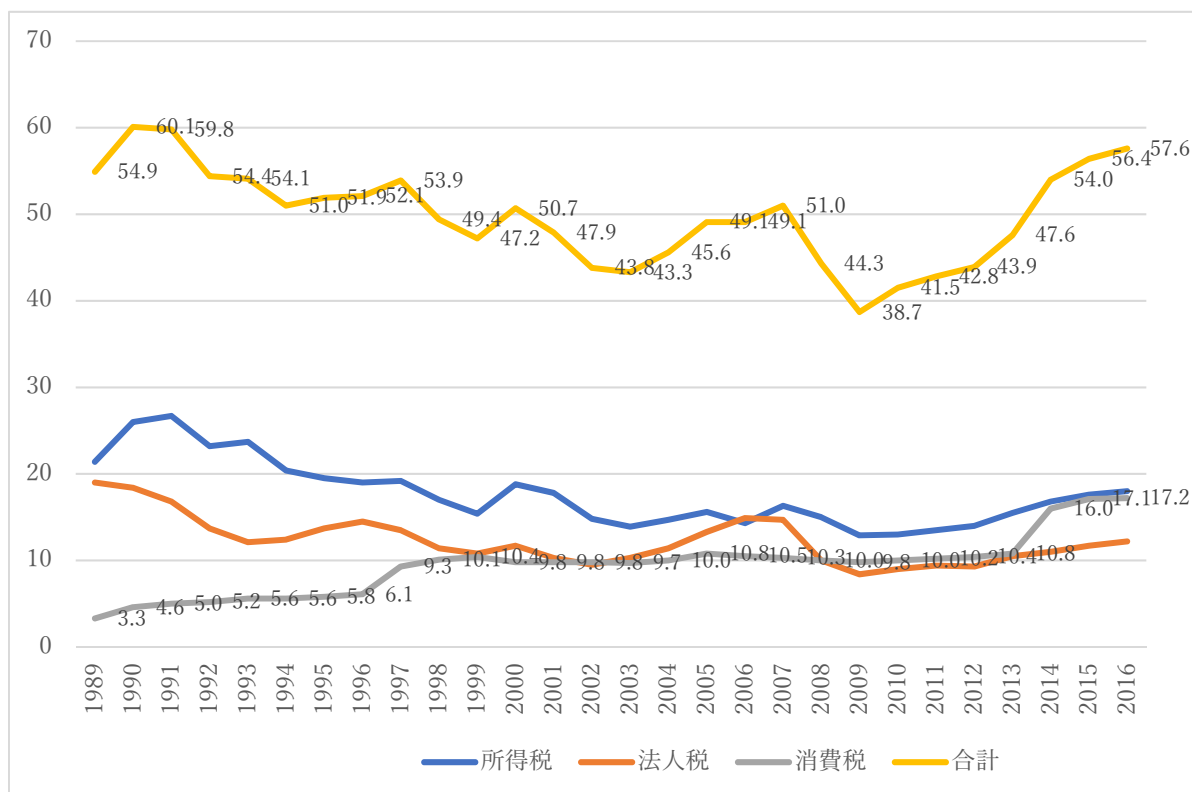
図表2 消費税の仕組み



出所：国税庁「税金の種類と仕組み」

<http://www.nta.go.jp/nagoya/shiraberu/gakushu/kyozai02/pdf/04.pdf> (2017/3/10 参照)

図表 3 税別歳入の年推移 単位：兆円



出所：財務省「一般会計税収の推移」より山田作成

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.htm (2017/3/8 参照)

図表 3 は税収の年推移である。一番下の線が消費税の年推移で年々安定税収となることが明らかにみてとれる。法人税は減収傾向でもある。財務省によると直接税と間接税の比率はおおむね 71.29% である。アメリカ 77.33%、イギリス 56.44%、ドイツ 53.47%、フランス 56.44% と消費税のないアメリカは別として消費税率が高いヨーロッパ諸国は間接税が半分近くになっている。日本は税率が 8% (10% の予定) で低い。世界的にはほとんどの国が消費税 (付加価値税) のような間接税制度がある。広く浅く痛税感が少ない税制で税収も経済の景気に左右されにくく安定税収であることが理由であろう。

消費税の制度の課題は多く業者側の課題が論じられることが多い。消費者側での課題は業者の納税が正確であるかどうかである。

政治的経済的 (特に家計) には毎日の生活にかかわる税なので消費税は国民から強く抵抗され導入されるまでには幾つかの内閣が潰れた政治的には消費税の値上げもタブーとされている。又高額所得層も低額所得層も一律な税率なので税の逆進性が問われている。

制度的な課題と特に消費者側での逆進性と社会保障制度との関連などについて考えてみたい。

1) 我が国での消費税導入の推移

1-1) 世界の消費税の歴史と概要

我が国での間接税は製造・卸売・小売りの各段階のいずれか1ヶ所で課税される物品税があった主に贅沢なものとされる品で大型の車・テレビ・毛皮製品・宝石類などで税率も5%~30%で品物により異なっていた。1989年現在の消費税が施行され廃止された。今でも間接税で課税される酒税・たばこ税・揮発油税（ガソリン税）などがある。二重課税ではないかと議論されている。

売り上げに税をかけるのは2000年前のローマ時代から行われていたと言われている。ヨーロッパ諸国の中世も続けられドイツが戦費調達のため1916年に売上に対して0.1%の「売上税」を導入した。第二次大戦中・敗戦後（西ドイツ）も施行されていた。複利計算になるので税率が安くても最終消費者の負担は大きいものであった。現代的な付加価値税¹⁾は1954年にフランスの財務省官僚のモーリス・ローレにより各段階の付加価値に税をかけしかも支払い税の控除を認め付加価値にのみ納税義務が課せられる付加価値税を発明した。フランスは1968年にそれまでの税率がバラバラの既存の旧付加価値税を廃止して統一の税率として統合され物品・サービスの消費に課税する現在のフランスの付加価値税へと変化していった（複数税率）。同じ1968年に西ドイツ、次に1969年オランダ、ベルギーと続き1973年にイギリス・イタリアが続いた。アメリカには国税として消費税はない。ただ州税としてSales tax(販売税)が各州でのそれぞれ税率が異なる税がある但し消費者が物・サービスを購入する時にだけの税で企業間取引には税はない。

現在世界で100以上の国・地域で付加価値税は採用されている。消費税が採用されていなかった国サウジアラビア・カタールなども2017年に採用された。採用していないのは香港・マカオなどである。

韓国の消費税は1977年に導入された。導入の背景はヨーロッパ諸国の付加価値税を見習い高度経済成長の実現のための税収の安定的な確保と複雑な間接税を整理統合することだと言われている。特徴は付加価値税の逆進性の緩和のために高価品・贅沢品には特別消費税（割増税）が課税されている。税率は食料品も含め最初から10%である。ただ非課税品は食料品の一部も含めて多くの項目がリストアップされている。インボイス式が原則であるが零細企業には帳簿方式も認められている。税収全体の17.2%（2012年）が付加価値税である。

中国の消費税に該当する税は「増値税」がある。毎月申告納税しなければならない。原則としてインボイス方式であるが零細業者には特例がある。税率は17%が基本であるが3%・13%と軽減措置もある。特別な商品には我が国の物品税のような個別な間接税もある。税額全体に占める割合は40%と言われている。

図表 1-1-1 主要国の付加価値税の概要

区分	日本	EC指令	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
施行	1989年	1977年	1968年	1968年	1973年	1969年
納税義務者	資産の譲渡等を行う事業者及び輸入者	経済活動をいかなる場所であれ独立して行う者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者	利益を得るために経済活動を独立して行う者及び輸入者
非課税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡(建築用地を除く)・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡(建築用地を除く)・賃貸、中古建物の譲渡、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等
標準税率	8% (地方消費税を含む)	15%以上	20%	19%	20%	25%
ゼロ税率	なし	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品(医療機関による処方)等
税率						
輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
軽減税率	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 5%以上(2段階まで設定可能)	旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 書籍、食料品等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 7%	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%
割増税率	なし	割増税率は否定する考え方を採っている	なし	なし	なし	なし
課税期間	1年(個人事業者:暦年 法人:事業年度) ただし、選択により3か月又は1か月とすることができる。	1か月、2か月、3か月又は加盟国の任意により定める1年以内の期間	1か月 ^(注1)	1年	3か月 ^(注2)	1か月、3か月又は1年 ^(注3)

出所：財務省「主要国の付加価値税の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/108.htm2016/3/18 参照)

図表 1-1-1 はヨーロッパ諸国の消費税の概要である。消費税の概要はおおむね同様であるが非課税品・軽減率等は各国伝統により異なるようだ。特徴は20%以上の高い税率である。当然各国の税収の基幹税収となっている。図表 1-1-2 は2016年1月現在の各国の消費税率である。

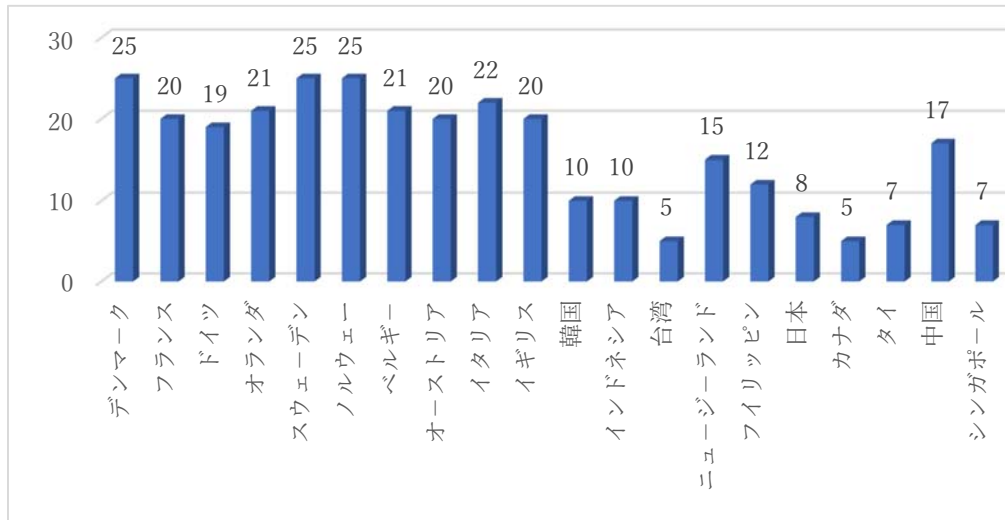
ヨーロッパ諸国の税率は高い、特に北欧諸国は25%で非常に高率である中国は17%と高いが他のアジア・オセニア諸国は比較的低い税率である。

三菱UFJ信託銀行資産運用情報(2014年10月号)による各国税収の消費税含む消費税関連合計の割合を図表 1-1-3 (2012年) からみってみる。

付加価値税がないアメリカを除いて各国税収の中で大きな税収源である。ドイツでは税収の半分にも達している。

日本は2014年4月から5%から8%に税率上がっている2016年予算額でみると消費税28.1%消費課税全体で39.2%となっている。これはヨーロッパ諸国と同じ割合となっていると思われる。

図表 1-1-2 各国の消費税（付加価値税）の標準税率 単位：%



出所：国税庁「税の国際比較」

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippan_joho/gakushu/hatten/page13.htm (2017/3/17 参照)

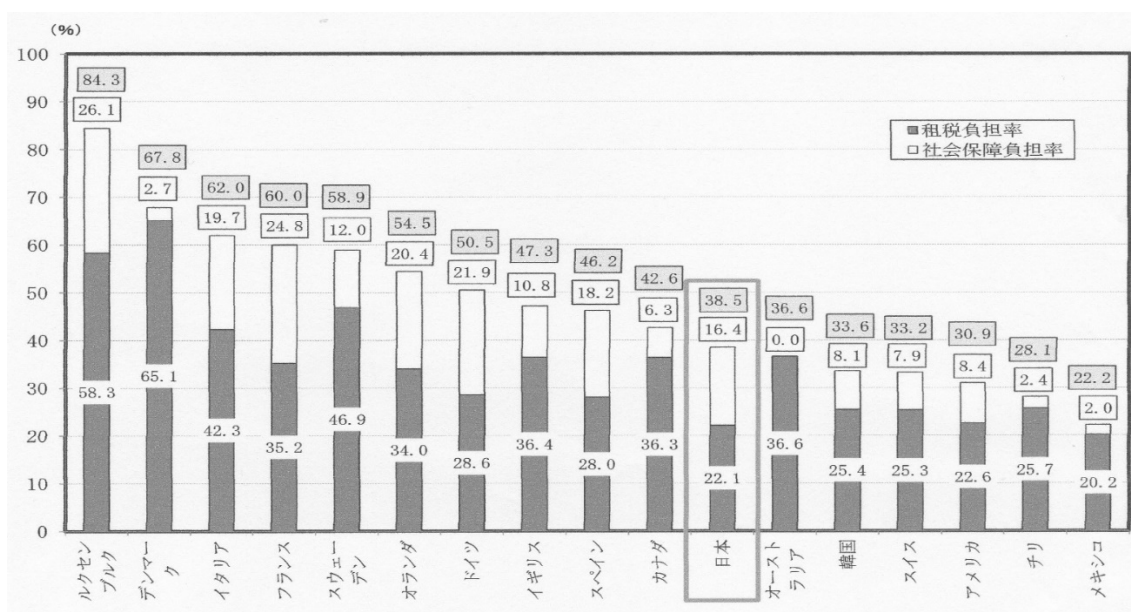
図表 1-1-3 2012 年度税収に占める消費税課税国際比較 単位：%

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン	フランス
31.7	24.2	38.8	49.1	39.7	41.2

出所：三菱 UFJ 信託銀行資産運用情報(2014 年 1 0 月号)

http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/pdf/u201410_1.pdf (2017/3/20 参照)

図表 1-1-4 諸国の 2010 年国民負担率（対国民所得比） 単位：%



出所：財務省より作成

注) 国民負担率は、租税負担率と社会保障負担率の合計。

出典：国民経済計算等、OECDの“Revenue Statistics”・”National Accounts”

出所：図表1-1-3と同じ

図表1-1-4は国民所得にたいする国民負担率である。ドイツを除き各国租税負担率は社会保険負担率よりかなり高い。日本の国民負担率での税負担と社会保険負担は税負担の方が高いがその差は小さい。社会保険での負担が各国に比べて大きい。ヨーロッパ諸国での国民負担率は日本よりかなり高くなっている。

後の項で詳しく検討する課題である「ゼロ税率」はEUの指標では「ゼロ税率」は拒否されているし軽減税率も5%未満には消極的である(図表1-1-1参照)。しかしイギリスでは食品・水道・書籍新聞・医療費などに適用している。アイルランド・ベルギー・デンマーク・ノルウェー・カナダ等国々も食品等一部適用している。

1-2) 日本の消費税の歴史

江戸時代の「運上・冥加」などの商工業者に課税されていた雑税を明治政府は整理して1878年に「営業税」を地方税として創設した²⁾。その後日清戦争後の財政需要を賄うため「営業税」は国税へと移行した。納税者の強い抵抗などで1926年に「営業税」から営業純益に課税する「営業収益税」へと変わった。昭和に入り重なる戦争・地方間の税の不均等などに対処するため国税・地方税を通じてまた戦費を賄うために税制は改革が行われた。敗戦後1948年には「営業税」は現在の「事業税」へと変わった。

1949年GHQ(General Headquarters 連合軍最高司令司令部)は「税負担の公平」を目指し所得税中心の「シャープ勧告」をまとめその後の我が国の税制度はこの勧告により大きな影響を受けて今にいたっている。

池田内閣の「所得倍増計画」、田中内閣の「日本列島改造論」(日刊工業新聞1972年)などの経済政策で日本の経済は大きく成長を遂げた。その間オイルショックなどを経験し経済の回復を目指し赤字国債発行などが行われるようになり国の財政は苦しい状態となってきた。

1978に政府税制調査会は「広く一般的に、消費支出に負担を求める新税の導入」を促す「一般消費税」を提案した。

大平内閣は「十字架を背負って、財政再建に取り組む」と決意し「一般消費税」導入を日本で初めて「閣議決定」した。「一般消費税(税率5%)」導入構想は与党内からも強く反対され、選挙中に導入を撤回をしたが1979年10月の総選挙で与党自民党は大きく議席数を減らした。その結果大平内閣は「一般消費税」の導入から撤退をせざるを得なくなった。

1984年1985年1986年と中曽根内閣は自分の内閣では大型間接税は導入しないと言明して選挙を戦ってきたが、1987年に「売上税（税率5%）」法案を国会に提出したが小売り業者の強い抵抗・与党内の消極的体制などのため統一地方選で自民党は敗北を喫した。結果的に与野党合意で廃案となった

竹下内閣は1988年強行採決で「消費税」法案を我が国で初めて成立させた。1989年（平成元年）4月1日から税率3%が実施された。1989年12月に参議院で消費税廃止法案が可決されたが衆議院で否決されて廃案となり消費税はそのまま存続しているのである。

細川内閣が1994年2月消費税法を廃止して目的税「国民福祉税」税率7%導入構想を発表するが担当大臣も含め閣内の強力な反対などで翌日撤回した。

村山内閣1994年に税制関連法案が成立（消費税に地方税1%追加国税4%計5%の税率）橋本内閣が1997年4月1日から福祉を充実させるという名目がうたわれ実施した。

2003年には課税売り上げが3,000万円から1,000万円に引き下げ益税の減少を図った。

2004年には価格表示が「税込み価格」の「総額表示」が義務づけられた（内税方式の採用）。

鳩山内閣は「消費税4年間あげない」公約で2009年9月選挙に勝利して自民党から民主党が政権を奪った。2010年菅直人内閣が「消費税10%」を提案し参議院選挙で敗北した。

2012年8月野田内閣が消費税増税の「社会保障・税一体改革関連」法案が可決成立した。それは2014年4月1日に国・地方税合わせて8%2015年10月1日に10%の引き上げである。安倍内閣は2014年4月1日に8%の引き上げを実施した（地方税は8%の内1.7%）。同時に小売業・サービス業での価格表示は税込みの「総額表示・内税方式」と本体価格の表示「外税方式」のどちらも認められた。

安倍内閣は2014年11月景気がよくないとして10%値上げを2017年4月1日に1年半延期した。2016年6月に再度10%値上げを2019年10月1日に2年半延期して現在に至っている³⁾。消費税収の年推移は図表3を参照。財政的に財政収入になくてはならない税制度となっている。

図表1-2-1は消費税の歴史を簡単にまとめたものである。

図表1-2-1 消費税の歴史

大平内閣	1979年1月	「一般消費税」閣議決、反対強く選挙中撤回、議席減らす
中曽根内閣	1987年2月	「売上税」国会提出、反対強く統一地方選敗退、廃案
竹下内閣	1988年12月	「消費税」成立
	1989年4月	「消費税」3%施行

細川内閣	1994年2月	「消費税」廃止し「国民福祉税」7%提案、閣内不一致で翌日撤回
村山内閣	1994年11月	「税制改革関連法」成立税率5%（内地方税1%）
橋本内閣	1997年4月	「消費税率5%」に引き上げ
鳩山内閣	2009年9月	「消費税4年間値上げない」公約で民主党政権奪取
菅内閣	2010年6月	「消費税10%」提案参議院敗北
野田内閣	2012年8月	2014年4月税率8%、2015年10月10%値上げ法案可決
安倍内閣	2014年4月	「消費税」税率8%に値上げ
	2014年11月	「消費税」税率10%に値上げ2017年4月に延期
	2016年6月	「消費税」税率10%に値上げ2019年10月に延期

出所：nippon.com「消費税「導入」と「増税」の歴史より山田作成

<http://www.nippon.com/ja/features/h00013/>（2017/3/7 参照）

2) 消費税の概要と課題

2-1) 消費税とは

消費税とは名の通り物・サービスの消費に対してかかる税金で一般的には代表的な間接税である。間接税は税金を支払う人（消費者）と預かった税金を支払う納税義務のある人が異なる税金または既に支払い済みの税金を価格に上乗せして税金分を後から消費者から回収する税である。どちらも最終的には最終消費者が税金を支払い納税は販売業者・製造業者が支払う税金である。

消費税以外の主な国・地方税での間接税は次のような税金である。

酒税・揮発油税・石油石炭税・航空機燃料税・電源開発促進税・たばこ税・とん税・印紙税・自動車重量税・登録免許税・関税・軽油引取税等個別間接税（物品税・個別消費税）と言われている。

財務省によると2016年度国税予算ベースで(単位億円)611,967億円に対して

消費税	171,850
個別間接税	79,367
合計	251,217

消費課税の国の税収に占める割合は41.05%である。消費税28.08%個別間接税は12.97%を占める重要な税金である。個別間接税の内主なものは揮発油税26,593億円、酒税13,590億円、たばこ税10,658億円である。

消費者本人が直接納税する直接消費税もある。地方税のゴルフ場利用税・温泉などの入湯税は直接消費税として存在している。

●消費税

- 直接消費税
- 間接消費税
 - 関税
 - 一般消費税
 - 単段階課税（売上税等）
 - 多段階課税（代表的なものが付加価値税）
 - 個別消費税

消費税の大まかな分類である。

世界でも日本でも施行されている消費税は一般消費税の付加価値税である。個別消費税も併用されている場合が多くみられる。日本の消費税も付加価値税である。流通の各段階で売上高に対して一定の税率で税額を計算するのであるが先に示した図表2の様に最終消費者が支払う税金は流通の各段階業者が粗利益分だけの納税義務を負うものである。先の段階で支払った税額を差し引くことが出来る特徴がある税である。

消費税法第一条2項で「消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」と定められている。何か社会福祉用のための目的税のようである。財務省・各政治の党はこの辺りを強く主張している。これは世界的に見ると社会福祉用としての目的税の規定は各国に見当たらない、これは日本の消費税の特徴であるが、また財政的観点からは色々議論があるところであり後で考えてみたい。

消費税の税率は皆さんご存知のように現在8%である、国が6.3%で地方税が1.7%となっている。法律では2019年10月に10%に値上げが定められている。10%に税率が値上がりした段階で食料品・新聞雑誌など生活の基本的な物品は軽減税率8%とに据え置くことが決まっている。この問題（複数税率）も議論のあるところである。納税期間は1ヶ月3ヶ月1年と納税義務者が決めることが出来る。

消費者は税率分を支払うだけで済むのであるが支払った税金がどのように使われているかに強い関心を持つことは重要である。税金を預かった業者は正しく納税をしているか、預かった税金をどのようにして帳簿に記録しなければならないかなど業者に関する課題が多い。

消費税は物・サービスを消費する時に課税されるのであるが条件により課税されない取引がある、「不課税取引」「非課税取引」「免税取引」と言われている。

「不課税取引」とは取引の性質から対象にならない取引で贈与・祝い金・香典・借入金・賃貸の保証金などである。

「免税取引」とは輸出品等である。

「非課税取引」とは取引の性質上は課税されるべき取引であるが政策的に消費税を課さない取引である。法律で限定列挙されている取引である。この取引に関しては税率を0%にすべきであるとの議論がある。

- 1) 土地の譲渡及び貸付（1ヶ月未満・駐車場などは該当しない）
- 2) 有価証券等の譲渡（ゴルフ会員権は該当しない）
- 3) 支払手段の譲渡
- 4) 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供
- 5) 郵便切手・印紙等の譲渡
- 6) 商品券・プリペイドカードなど
- 7) 国・地方公共団体とうの手数料（登記・登録・免許などの交付）
- 8) 外国為替業務
- 9) 社会保険医療の給付等
- 10) 介護保険サービスの提供
- 11) 社会福祉事業等
- 12) 助産
- 13) 火葬料・埋葬料等
- 14) 身体障害者用物品の譲渡・貸付
- 15) 学校教育
- 16) 教科書の譲渡
- 17) 住宅の貸付（1ヶ月未満は該当しない）

以上以外の取引では消費税がかかる「課税取引」である。

消費税は付加価値税である（参照図表2）。売る商品・サービスには何らかの原価がある、業者は売り上げにより8%の税金を預かる。原価は仕入れなり経費であれ手に入れるのに金額に応じて8%の税金を払っている。消費税は売り上げにより預かった税金から仕入れ時に支払った税額を差し引いた金額が業者の納税額となる。このように仕入税額控除が付加価値税の特徴であり柱なのである。消費者は税を支払っただけですむのであるが業者はこの仕入税額を証明しなければならない。

ヨーロッパではこの証明書類はインボイスと言う書類に税額が記載されていることを条件に仕入税額控除が認められている。これがインボイス方式である。10%に税率が上がった時に順次日本もインボイス方式が適用される予定である（2023年10月1日施行）。これにより小規模業者に対する「インボイス方式」適用しない特例は残るがほぼ益税の課題は解決するものと思われる。

「インボイス方式」の柱はインボイスと言う書類に記載されている税額のみ控除が出来るということである。付加価値税の特徴である。

- ① 課税業者は登録して課税業者の登録番号を貰い記載する義務がある。
- ② 課税業者は「インボイス」を発行する義務がある。発行したインボイスの副本を保存する義務もある。不正に発行防止のため罰則の規定がある。
- ③ 「インボイス」には適用税率と税額を記載しなければならない。

以上が「インボイス」に記載する事で副本を保存しなければならない。この要件が記載ない取り引きは税額控除が認められない。今後「インボイス」を発行しない業者は（免税業者など）実際の取引から除外されるであろう。

なお「インボイス」の形式は必要事項が記載されるていればよいので自由に設計が出来る。

「インボイス方式」が定着すれば複数税率（軽減率・割増率）であっても正確に税額が証明出来るし益税の課題も少なくなる、付加価値税の核心である（図表2-1-1参照）。

複数税率の採用で品目の区分は非常に困難で該当扱いの業界からの圧力等かなり政治的な要素が含むことは避けられないし品目によっては非合理的な場合も出てくるであろう。また、事務を複雑にし事務負担も増加することになる。

図表2-1-1 財務省の「インボイス方式」の説明

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方（第三者）が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としているが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていない。
- 単一税率の下では、請求書等に税額が別記されていなくても仕入税額の計算に支障はないが、複数税率の場合、請求書等に適用税率・税額の記載を義務付けたもの（インボイス）がなければ適正な仕入税額の計算は困難。

【日本】
請求書 26年4月30日 №

株式会社〇〇商事 株式会社△△商事
〒代田区雷が関3-1-1

税込合計金額 ¥ 194,400

品名	数量	単価	金額	税率	税引	税引後
食料品等	4	11	44	0%	0	44
...
合計			194,400			194,400

【イギリス】
A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No:174
Ox△ TRADE LTD
From: Any Street, Any Town
To: N. Ubody, 222 The High Street
London NE4 4PT

VAT Reg. No:987 6543 21

Date: Time of supply 16/01/2012 Date of Issue: 19/01/2012

Quantity	Description and Price	As Met of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, S#15 @ €25.20	151.20		
4	Record Players @ €23.6	94.40		
6	Lamps, T77 @ €15.50	93.00	20	67.72
Total (Net)		338.60		
Total VAT				67.72
TOTAL				406.32

- 「インボイス方式」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。
 - ① 課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられており、また、自ら発行した「インボイス」の副本の保存が義務付けられている。
 - ② 「インボイス」に適用税率・税額の記載が義務付けられている。
 - ③ 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。

(注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

出所：財務省「インボイス方式」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/401.htm(2017/4/19 参照)

2-2) 消費税の課題

消費税そのものへの批判、税率の引き上げ、引き上げ時期、経済への影響、社会保障への目的税化、逆進性の緩和策、軽減率の採用と割増税率、過少転嫁の問題、インボイス方式の採用、総額表示方式、非課税取引の範囲、「ゼロ税率」と輸出免税への批判等が論じられている。ここですでに取り上げた過少転嫁（力関係で正規の消費税を弱業者に支払わせる取引）・総額表示方式・インボイス方式の採用等以外の課題に関して順次検討していきたい。

2-2-1) 「ゼロ税率」と輸出業者への税還付金

非課税取引と法律で定められている取引においては消費者は消費税を支払っていない。消費税を支払っているのは病院・介護施設・教育機関関係者・家主等である。

- 1) 土地の譲渡及び貸付（1ヶ月未満・駐車場などは該当しない）
- 2) 有価証券等の譲渡（ゴルフ会員権は該当しない）
- 3) 支払手段の譲渡
- 4) 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供
- 5) 郵便切手・印紙等の譲渡
- 6) 商品券・プリペイドカードなど
- 7) 国・地方公共団体とうの手数料（登記・登録・免許などの交付）
- 8) 外国為替業務
- 9) 社会保険医療の給付等
- 10) 介護保険サービスの提供
- 11) 社会福祉事業等
- 12) 助産
- 13) 火葬料・埋葬料等
- 14) 身体障害者用物品の譲渡・貸付
- 15) 学校教育
- 16) 教科書の譲渡
- 17) 住宅の貸付（1ヶ月未満は該当しない）

これらの取引は非課税であるので消費者は税を払わなくてよいのである。この結果病院等の関係者から異議が唱えられている。我々が健康保険内の治療であれば医療費を払うとき消費税はかからないのである。病院を経営するには建物・設備・医療器具・医薬品・燃料等は当然消費税がかかる、病院側はこれらを確保するには消費税を支払わなければならない。治療費は健康保険で決まっているので治療費単価を任意に値上げするわけにはいかない。消費者（患者）からは消費税をとれないので支払った消費税からの控除が出来ない

のである。理論的には病院側が患者（消費者）の消費税を肩代わりしていることになる。これは最終消費者が病院側なのである。仮に保険医療費に消費税分が加算されているとすればまやかしであり理論的に破たんしていることになる。

関係者はこれらの取引を「非課税」でなく「ゼロ税率」にすべきであると主張している。「ゼロ税率」であれば消費者（患者）は勿論消費税は支払わなくてもよい。流通過程での負担が変わることになる。病院側には支払い消費税（仕入税額控除）が還付されて経営上有利となるのである。ただ現帳簿方式では正確に支払額税の把握が正確でないなど「ゼロ税率」採用は困難であるが「インボイス方式」に移行すれば制度上は成り立つ主張である。

非課税である家賃も保険医療費と同様である。建設・修理等に掛かって支払った仕入消費税額は家賃収入から控除できない。家賃は需要・仕様等自由に賃料を設定できるから実質的には家賃に含まれていると考えられる。税率が上がれば賃料の値上げが必要であるが実際には需要と供給によっているのであろう。

金融機関のATMなどは消費税がかかっているが貸出などの金融サービスは非課税であるがかなり消費者がなんらかな形で負担しているであろうと言われている。

一方輸出業者には「輸出戻し税」という制度がある。輸出品の売り上げ消費税は「ゼロ税率」として仕入消費額を控除できる制度である。仕入消費額の還付が可能なのである。消費税を貿易相手国からは徴収出来ないので支払った仕入れ時の消費税を申請により還付される制度である実質的に「ゼロ税率」の適用である。理論的には合理性があるが「非課税取引」への扱いとの不公平感や輸出企業は比較的大企業でありその還付金額が多額なので感情的にも不満があるのだろう。全商連「全国商工新聞」⁴⁾によれば税率5%（2012年）で推定して上位20社で1兆1,751億円の還付があったとしている。

非課税取引と指定されているものは公的機関の手数料とか、付加価値が不明なもの、医療・介護など保険制度と助産、消費税の逆進性緩和の要素とかが制定されている。「ゼロ税率」はイギリス・スウェーデンなどでは採用しているが他のヨーロッパ諸国は採用していない。EUの指令によれば「ゼロ税率」・5%未満の低税率を拒否している（図表1-1-1参照）。「ゼロ税率」の採用は各国消極的である。理由の一つは消費税額の税収が少なくなる財政的な配慮だと思われる。

「輸出戻し税」についての批判は大企業である輸出企業者が還付を受ける消費税の金額が多額である点と下請け企業（納品部品等も輸出品である認識）は消費税を納税しなければならないことへの違和感にある様である。しかし下請け企業は支払った消費税は当然大企業に部品等を販売した時点で大企業から消費税分を受け取っている。支払った消費税は控除出来るので問題はないと思う。「ゼロ税率」への批判でなく感情的な違和感である。

「ゼロ税率」の課題は特に医療費で議論されている。医療費以外の非課税取引についての対価は自由に決められる取引が多い、消費税分を上乗せしても違法ではないし上乗せされている。保険医療費は法定価格であるから医療費は自由に決められない。先に紹介したように医療機関は薬とか医療機器・建物の建設費等医療サービスの提供に関わるものに支払った消費税は患者に上乗せできなく医療機関の負担となる。これを「損税」と呼び非課税でなく「ゼロ税率」にと主張している。論理的には合理性がある。現制度は医療は国民の生命と健康維持が機能であり医療費に消費税を掛けないのが政策的に適正であるとの判断である。結果的に逆進性の緩和機能も果たしている。今時点適正な判断だと思われるが今後充分論議をする必要がある課題であろう。

2-2-2) 複数税率（軽減税率と割増税率）

10%に税が値上がりした時点で我が国は消費税に軽減税率を採用することが決まっている。我が国の軽減税率適用8%商品は酒類・外食を除いた食品表示法に定める飲食料品（壊渡される物）と週2回以上発行される新聞であるただし定期購読契約に基づくものである。

飲食料品とは⁵⁾「一般に人の飲用又は食用に供するもの」を言う。同じ食品であっても魚・牛・豚・鳥などに与える餌は軽減率適用外である。しかも事業者が課税資産の壊渡（販売）等を行う時、すなわち取引を行う時点で「人に飲用又は食用に供する」ものとして譲渡した場合に軽減税率が適用されるのである。弁当・ハンバーグを持って帰る場合は8%でイトインで食した場合は10%の消費税を支払わなければならないのである。外食とかケータリングは軽減率適用外である、テイクアウト・ピザ・寿司などの宅配は8%が適用されるという複雑奇妙なことになるのである。複数税率がある国々では奇妙なことが行われているのが現状である。

国税庁は「消費税の軽減率制度に関するQ&A」2016年1月にインターネットに掲載している。具体的に例題を揚げ質問に答えていて読んでみると失笑する例もある。

複数税率の実施には「インボイス方式」が採用されなければ「益税」の問題があるが軽減率が実施されて4年の猶予をもって実施される予定である。その間は暫定的に現在の帳簿方式を適用することになっているまた、中小零細業者には簡易制度も同時に続ける予定である。

消費税は物・サービスを買うものは子供であれ寝たきりの人で有れ収入が「ゼロ」の人も数千億の収入の人も同じものを購入すれば同じ税金を負担する税制度である。広く浅く税を徴収する公平な税制度である。財政的には景気に左右されにくい安定的な税である。有権者（納税者）の抵抗が比較的少ない税制だとも言われている。一方では広く重くて不公平な税制であり景気にも強く打撃を与える税であると批判の論議もある。

論議はあるが消費税は税金をすべての人に負担してもらう税である。結果的に所得税などとは異なり収入にかかわらず低所得者も高所得者も平等に同じ負担をしなければならない。市場の失敗により「ある者」と「ない者」が発生する。市場の失敗を修正するのが税ではないかとの観点（税による所得の再分配）から言えば「ある者」も「ない者」も同じ負担であることを逆進性があると言われている。また、消費税には逆進性が付き物であるとは誤りであるとの論議もある。のちの項で検討したい。

所得税率を8%から10%に値上げする時点でこの逆進性を緩和するために幾つかの税制度・社会保障制度（給付付き税額控除）の選択肢があるが公明党が軽減率の採用を強く主導して我が国も多くの国で行われている軽減税率を採用することが法定化されたのである。

軽減率採用の目的は逆進性の緩和である。確かに一定の範囲で逆進性は緩和されるかもしれない。これに対して反対の論議もある。

- 逆進性の緩和は少ない。例外無くすべての人が軽減率の恩恵に浴す制度でもある。
- 品目の決定に政治的利権が発生する危険があり、品目によっては（例えば今回外食）事業の成長を阻害する危険性がある。対象商品で日常生活において奇妙な課税になる場合がある。
- 「インボイス方式」にせよ税の徴収業務が煩雑になりコストが増加する。
- 軽減率分だけ税収が減る。同じ税収を目論むなら通常課税率の値上げが必要である。年間約1兆円くらいの減収の試算がある。
- 高所得者の方が低所得者より軽減金額が多いように「感じられる」、食品で高い品目は軽減率が高いので軽減金額が多い（例10,000円と1,000円の買い物をした場合）。反論として低所得者の方がエンゲル係数が高いのでそうはならないとの主張もある。

軽減税率は低所得者に確かに減税の恩恵がある。但しこの恩恵はすべての対象者にもあてはまるので逆進性の緩和は限定的だと言える。財政的には税収が減ることになる。

複税率により事務が複雑となり納税者のコスト、徴収のコスト等全体の経費が増加する欠点が指摘されている。

一方で軽減率を採用するのであれば割増税率の採用も検討してみる価値があるのではないだろうか。

「インボイス方式」が定着すれば制度的には何も支障はないであろう。確かに複雑になり全体のコストも増加すると推測できる。世界でこのような制度は現在見当たらないしEUの指令でも否定的であるその理由は明らかにしていない。かつての物品税等世界的に各国複雑であったからであるからかもしれない。

しかし現在でも我が国の間接税のなかには酒税・タバコ税・石油石炭税・自動車重量税など消費すれば税金がかかっている。実際これらの税金の負担は一般消費者である。ま

た、非常に高価で普通の実生活では贅沢品と思われる商品も現在は同じ税率である。制度設計は簡単でなく軽減率と同じく個々の取引で奇妙な現象が現れるであろう。増収額も推定出来ないし逆進性の緩和にどの程度寄与するかは不明でもあるが将来には一考する価値はあると思うのである。

2-2-3) 逆進性とは

所得税は収入が高いほど税率は高く所得税額も累進的に高くなるし負担率も高くなるのが原則で「公平」であり負担力に応じた税「応能負担」の原則に適した税制度とされている。消費税は所得に関係なくすべての消費者が同一の税率で税額を納付しなければならない税制である。これは高額収入の層は可処分所得に占める消費支出の割合が低く、一方低所得者層の可処分所得に対する割合は高くなる。消費支出に課税すると税の負担割合は所得が高い層ほど低くなる。結果的に高額収入の層ほど所得に対して税率が低くなる。これは税が逆進的であるとの批判が一般的で多数である。この逆進性を緩和するために各国緩和策を施し複雑な税制度になっている。わが国においては税率 10%になった時点で食料品と新聞は 8%に据え置き軽減率を設けている。このような軽減率税制度では有効な逆進性の緩和にはならないとの批判は消えていないのである。

ニッセイ基礎研究所の「消費税の引き上げによる世帯負担額への試算」(2007/11/29)⁶⁾の経済調査レポートを参考にしてみる。

ここでは「夫婦と子供 2 人の 4 人世帯」を例にとり 2011 年に消費税が 2%引き上げられた場合推定消費税額、所得税、住民税、社会保険料の負担額の合計が 2007 年と比べて世帯当たりどのように増加するかを試算して、年収 500 万円世帯と年収 1,000 万円世帯との比較を試算している(妻は専業主婦)。

試算の結果 500 万世帯では社会保険料の負担は 3.4 万円の増加所得税は 0.2 万円減、住民税は 0.3 万円の減少である。消費税の増額は約 4.2 万円で公的負担額は約 7.2 万円と推定している。

1,000 万円世帯は所得税は 1.3 万円減、住民税は 0.5 万円の減少である。社会保険負担額は 6.3 万円の増、消費税額は 7.3 万円の増加で公的負担額は 11.9 万円である。

年収額に占める公的負担割合を 2007 年と 2011 年と比べると 500 万世帯は 18.6%から 20.1%に増え約 1.4 ポイントの上昇である。一方 1,000 万円世帯の公的負担割合は 2007 年 24.7%から 2011 年には 25.9%なので約 1.2 ポイントの上昇で収入が高いほど負担額の上昇幅が小さくなる傾向があると結論付けている。低所得層になるほど、相対的に負担の増加幅が大きくなる可能性を示唆するものとして、このような逆進性の緩和が求められるべきだとしている。

図表 2-2-3-1 は五分位階級別エンゲル係数表である。

図表 2-2-3-1 五分位階級別エンゲル係数(二人以上の世帯のうち勤労者世帯) 2016 年

	第Ⅰ階級	第Ⅱ階級	第Ⅲ階級	第Ⅳ階級	第Ⅴ階級
		449～	582～	722～	903万円～
	～449万円	582万円	722万円	903万円	
実収入	295,368	395,215	493,587	592,575	858,121
可処分所得	254,635	331,690	408,451	478,593	670,116
消費支出	211,237	258,229	294,419	342,151	441,919
食費	57,521	66,213	73,835	80,401	95,878
エンゲル係数	27.23	25.64	25.08	23.50	21.70

出所：総務省統計局家計調査より作成

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/nen/pdf/gk02.pdf> (2017/6/6 参照)

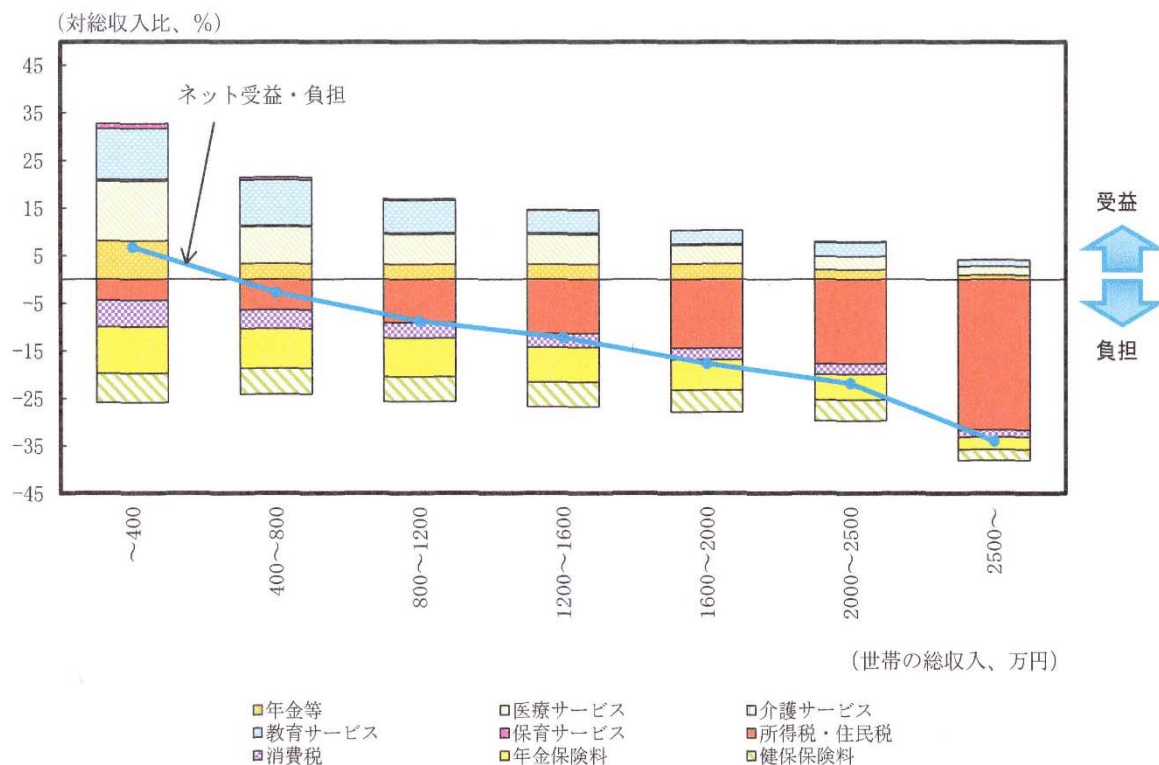
エンゲル係数は収入最低層と最高層との差は5.53ポイントに過ぎない。実収入が最高級層は最低階級層の2.9倍あるが食糧費は1.7倍しか消費していない。低収入層での食費の負担割合は高収入層に比べて高くなる。消費者が消費するものには生活するために必需品と贅沢品がある。そのなかで食料品は最必需品である、低所得者も高所得者も内容は異なるが食料品は購入しなければならない。消費支出をみても収入に比べて消費税の負担割合は少ない傾向がある、このような負担割合は逆進性であると言われている。

一方ではその一時点瞬間で逆進性があるからと言って消費税は逆進性がある税制だとは言えきれないとの論議もある。一生涯の収入と消費を考慮すれば公平性が認められると主張する。日経ビジネスオンラインで小黒一正氏は「消費税に「逆進性」は存在しない」⁷⁾で述べている。「生涯を通じて見れば個々の世帯の所得と消費は一致するので消費税の逆進性はほとんどない」但し「家計間での遺産・贈与の移転が少ない経済では」と断ってはいるが、10億円の生涯収入の個人は生涯消費税を(税率20%)2億円負担する、生涯2億円の収入の個人も4千万円負担する。両者ともに20%の税率であるから「逆進性」は存在しないと主張している。これは生涯所得＝消費＋貯蓄＋租税等公的負担であろうからこの論理には貯蓄が家計間に移動していることを無視しているので与することには問題がある。

大竹文雄氏は「大竹文雄経済脳を鍛える 消費税の逆進性を考える」⁸⁾によると「確かに一見逆進性で不公平は認められる。現時点で多くの所得を稼いでいる人と、現時点で所得は少ないが多く消費が出来る人とどちらが豊かであろうか、判断は難しい。1,000万円年収の人(貯蓄も少なく借金があるかも)年収100万円の人(大きな家に住み貯蓄5,000万円)とどちらも今年200万円の消費をしたとすれば年収100万円の方は年収に比して消費税がマイナスである。確かに不公平である。しかしこのような事は政策的に逆進性と問題にすべきだろうか」と疑問視している。「単年度の所得を豊かさの指標とするよりは、

消費の額そのものを豊かさの指標にする方が望ましいのではないだろうか。」と提言している。

図表 2-2-3-2 収入別受益と負担 (20~59 歳、2015 年)



出所：内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について」2015年6月1日

http://www5.cao.go.jp/keizai_shimon/kaigi/minutes/2015/0601/sankou_05.pdf (2017/6/9 参照)

図表 2-2-3-2 は内閣府での収入階層べつ々の負担（税・社会保険料）と受益（年金・生活保護費・児童手当・社会保険サービス）の関係を示したものである。図の負担部分下から健康保険料・2番目が年金保険料、3番目消費税、4番目所得税・住民税である。受益部分は上1番目保育サービス、2番目教育サービス、3番目医療サービス、4番目年金等である。60歳以上も同じ傾向が認められる。ネット受益・負担の線グラフは総収入金額に対する各項目の合計負担比率から受益比率の合計数を差し引いた数値である。内閣府はこの数値で負担と受益の年推移傾向を測っているようである。数値が「0」より高ければ負担より受益の方が多かったことになる。下から3番目の場所が消費税の負担比率である。確かに収入比率は逆進性が明確である。小塩隆士氏は¹⁰⁾「18歳からの社会保障読本」P58~60で主張している。「消費税には確かに逆進性があるが、それだけを取り出して議論して

もまったく意味がなく、むしろミスリーディングだということである。消費税の逆進性は、消費税以外のところで完全に相殺されている。」

消費税そのものには大方の論者は逆進性を認めているのが多数であるが観点を変えれば十分に相殺されている要素があるから逆進性だと強調するのは問題があると論じている論者も少なからず見られる。

2-2-4) 消費税は社会保障への安定財源（目的税）か

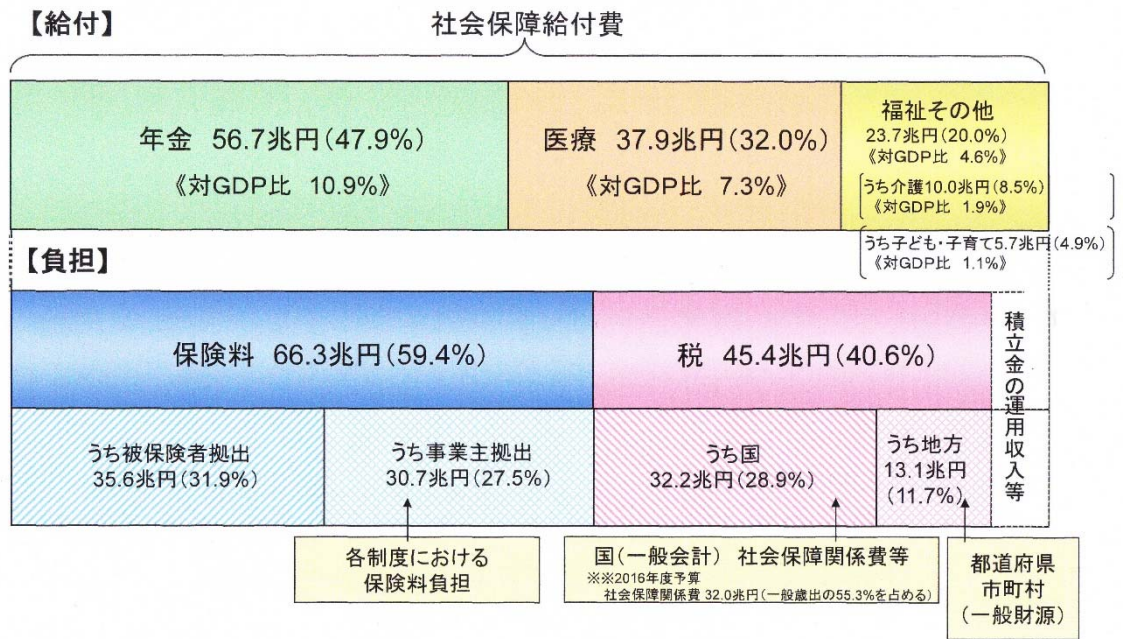
消費税は年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものと法律で定まっている。地方交付税の例外はあるが目的税と言ってもよいと思われる。このように消費税が

目的化されているのは国際的にみれば例外であり我が国独特の税制である。原因はいろいろ考えられるが政府が国の歳出・歳入の財政状況を十分に国民に説明説得しなかったこと、その不足分を国民からの借り入れで賄う国民の資金力があつたこと一方国民も増税に理解足らず嫌ったからであろう。消費税制定・増税にわが国ほど政局化した例は世界に見当たらない。従って社会保障費に特化することで制定せざるをえなかったと考えられる。

社会保障給付額は内閣府によると¹¹⁾ 2012年度が約109.5兆円 2015年度が119.8兆円 2020年度が134.4兆円 2025年度は148.9兆円と見られている。2016年度予算ベース¹²⁾では118.3兆円である。内66.3兆円(59.4%)が社会保険料収入で、残りが税金45.4兆円(40.6%)である(国税32.2兆円、地方税13.1兆円)。他は積み立て運用収入等である。社会保険料収入が約60%前後であるが今後社会保険料収入は増加が期待できないので税金で賄わねばなくなる。少子高齢化・核家族化が進む我が国では社会保障給付金額は年々増えるであろうし当然保険料・税負担も大きくなり給付内容も縮小(サービスの低下)するであろうことは充分考えられる。

図表2-2-4-1は社会保障給付額と財政の関係である(2016年度ベース)。図表2-2-4-2は社会保障給付金額と社会保険料収入の年推移である。社会保障給付費は年々大きく伸びているが社会保険料収入は横ばいで推移している。社会保障給付額と保険収入額の差額は税金で負担しているのであるが図の通り年々開いている。予算での社会保障費の年自然増は1億円と言われている。政府はこの自然増1兆円を半分の5千億円に抑制する政策をとり社会保障サービスの縮小を目論んで何とか辻褄を合わせているのが現状である。当然収入不足分は公債発行など借り入れなければならない。図表2-2-4-3は一般会計と公債発行額である。図表2-2-4-4は消費税の年推移である。ここ数年国税は社会保障関係費に予算の3分1を充てている。偶然にも公債発行額に近い額である。保険収入は今後法律でこれ以上増加しないと定めているので頭うちになるが社会保障給付費の増加の速度は速い。10%に消費税が上がり期待可能な消費税収は20兆円ぐらいで3兆円の増加である。

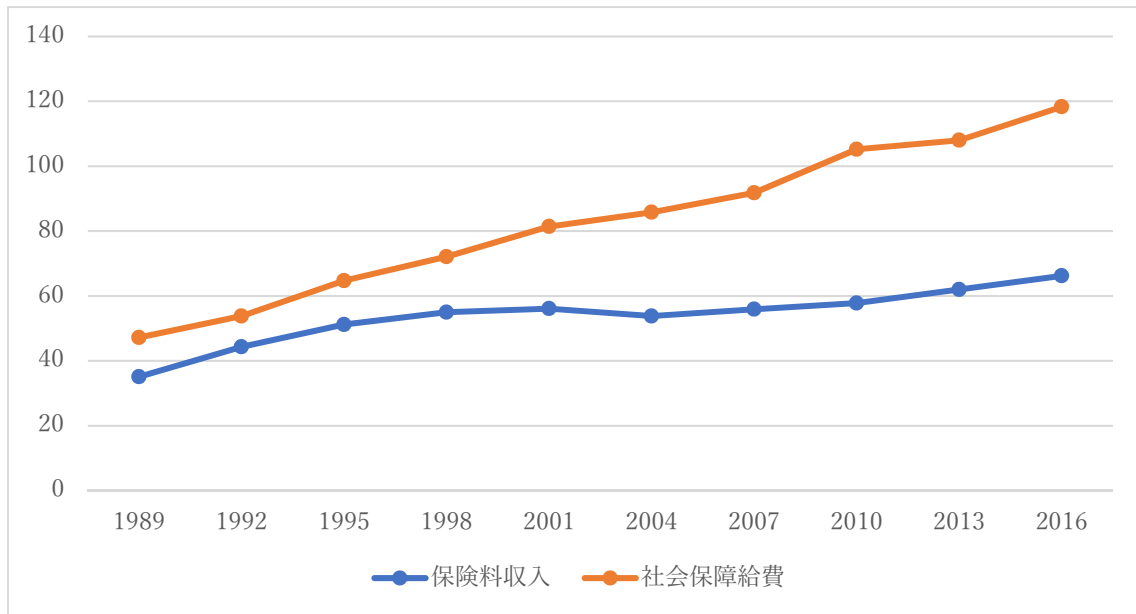
図表 2-2-4-1 2016 年度予算ベース社会保障給付と負担の現状



出所：内閣府「社会保障の給付と負担の現状」

<http://www5.cao.jp/keizai-shimon/keizai/special/2030tf/281020/shiryoy1-2.pdf> (2017/7/13参照)

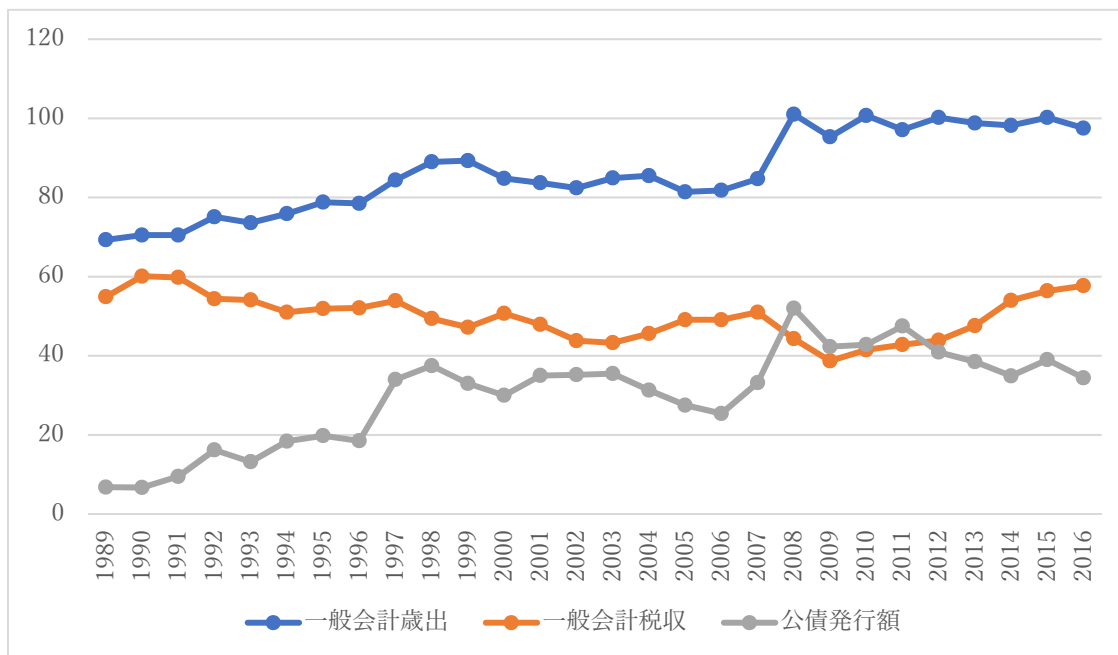
図表 2-2-4-2 社会保障給付と社会保険収入との年推移の関係 単位：兆円



注 1、(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付」

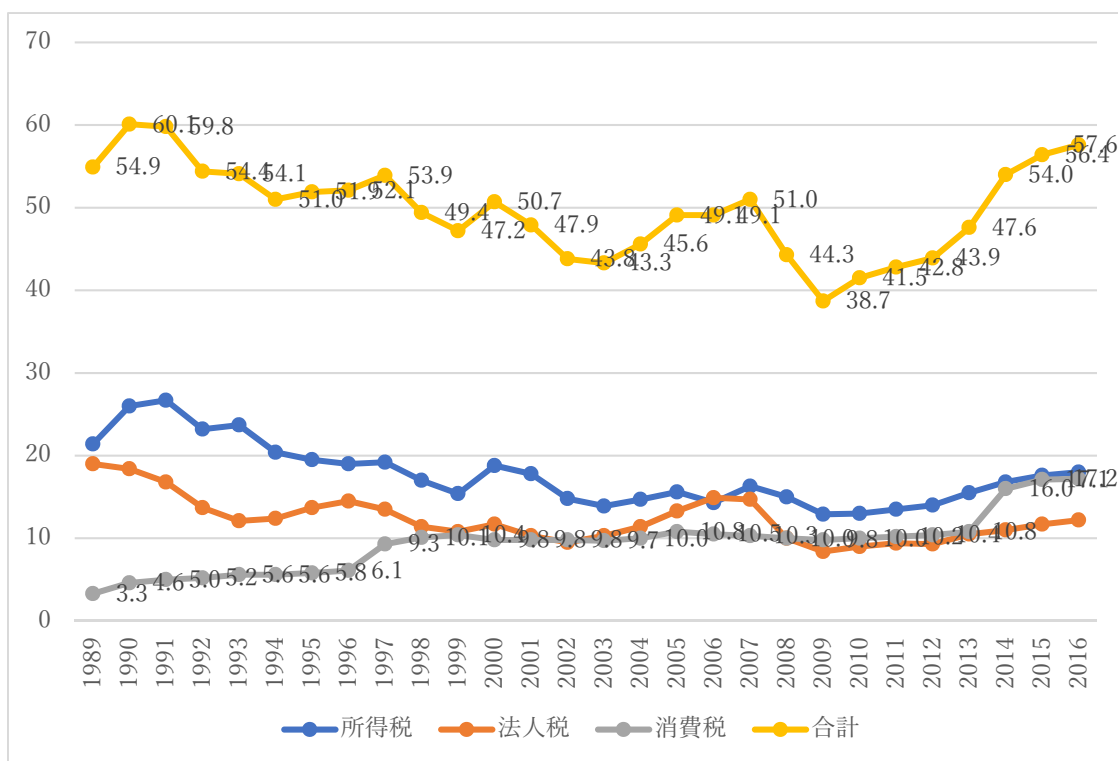
出所：図表 2-2-4-1 と同じ資料から山田作成

図表 2-2-4-3 一般会計歳出・税収と公債発行高額の年推移 単位：兆円



出所：図表 2-2-4-2 と同じ

図表 2-2-4-4 消費税の年推移 単位：兆円



出所：図表 3 と同じ

確かに安定的に増加するのであるから消費税は社会保障給付費にそれなりの大きな役割を担っているのは否定できない。仮に社会保障関連経費を消費税だけで賄うとすれば大きく税率を上げなければならない。国民納税者はこれを容認するとは考えられないし、社会保障経費と消費税がリンクされているとは税法論では考えられていない。一般予算で35兆円40兆円と予想される社会保障関連経費に消費税だけで対応するのは困難である。日本独特な社会保障費への消費税対応だけでなく所得税・法人税など租税全体で考えていくしかないであろう。

2-2-5) 消費税の経済への影響

法人税等以外所得税・消費税など個人の税負担額の増減特に負担増加は個人の可処分所得が減少するので景気に特に個人の消費減少があると考えられる。納税者の税負担・各種の保険料負担の増加により景気に何らかの影響があると考えられるのは消費税に限らないと思うがここでは消費税の増税が経済にどのような影響があるのかを考えてみたい。マクロ的には増税は国民から政府へと資金が移動するだけであるからその資金を国民へのサービスに使うとしたらどうなるのであろうか。また、財政再建にもなる可能性もある。

多数の経済学者・エコノミストは増税は個人の可処分所得が減少するので特に我が国のようなデフレ経済状況では景気に悪い影響があると言われている。安倍政権のみならずほとんどの野党も8%から10%の税率値上げ延期には賛成で2度も先延ばしになっている。

消費減⇒生産減⇒所得減の状況で消費税率の値上げは⇒消費激減⇒生産激減⇒所得激減となり消費税収入は増加するが法人税・所得税などが減収して合計税収は減る可能性があるというシナリオである。

幾人かの経済学者・エコノミスト・政治家はそれぞれ異なる条件付きであるが景気に悪い影響がでるかもしれないが財政再建並びに現社会保障制度維持のためには税率値上げが必要であると指摘している¹²⁾。

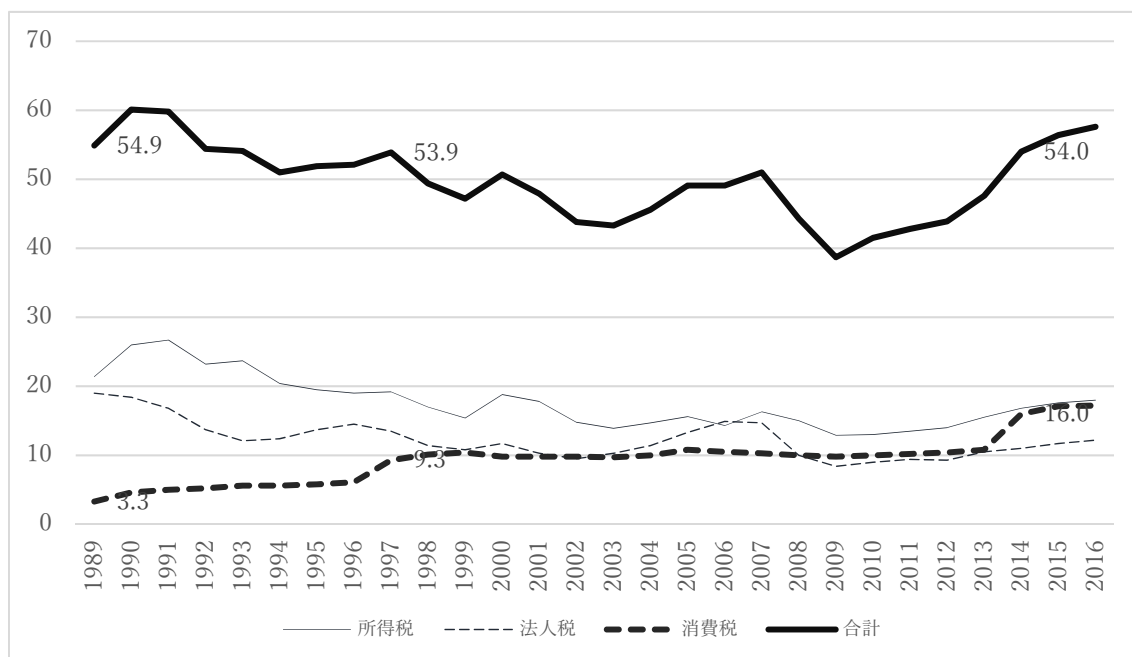
それでは税率値上げ時にどのように経済に影響があったかをたどってみる。

まず消費税の増収と総税収の推移を調べてみる。1989年4月1日に3%の消費税が施行された。税収の年推移からバブル経済の真っ最中であり物品税の廃止がともなってプラス・マイナスであるし税収は1990年1991年と増加したが1992年からはバブルがはじけ減収傾向が続いた。バブル経済・バブル崩壊経済の中で消費税施行の経済への影響があったかどうかは解明できないしあったとしても影響は非常に少ないと思われこのような見解が多数である。

次の1997年4月1日からの3%から5%への値上げでは税収は増加したが次年度からは減収し幾年かの増収もあったが2014年4月1日の5%から8%の値上げまで減収傾向は続いたのである。1997年5%に値上げした3ヶ月後7月にアジア通貨危機が起こり次に山一証券の破綻が続き1998年にはリーマンショックが発生し経済は混乱状況となった。橋本

政権はこのような状況のなかでも財政再建を重要視して景気対策には関心が薄く経済は停滞した。5%の消費税値上げが経済にどの程度影響したかについて不明であり値上げが経済に悪い影響があったかの証拠は見当たらないのである。一方このグラフから必ずしも消費税率値上げが総税収を押し上げるものでないと否定的な見解もある。(図表2-2-5-1参照)。

図表2-2-5-1 一般会計税収・消費税収入の年推移 単位：兆円



出所：表3と同じ

注) 太線が総税収、太点線が消費税、細線は所得税、細点線は法人税

塚崎公義氏は¹³⁾「今回の増資額は8兆円程度といわれていますが、一方で経済対策のための補正予算が5.5兆円計上されているので、ネットの増税額は2.5兆円にとどまっています。」と述べ景気に悪い影響はない、建設と輸出が景気を支えている限り2.5兆円程度の増税は景気を後退させたとしても軽微であろう。建設業でオリンピック・パラリンピックで建設需要や東北復興需要などが巨額である。輸出も比較的安定して両方で景気を維持していると指摘している。但し財政再建のため景気が停滞しているときの増税は避けるべきだとも述べている。

内閣府「2015年版経済財政白書」¹⁴⁾14～19頁で消費税率引き上げによる家計部門への影響を分析している。2014年度の実質GDP成長率は前年比0.9%のマイナスとなった。政府は増税に対して経済対策や賃金引き上げ対策などを行った。しかし個人消費の回復は弱いものであった。

消費税率引き上げが前年度の駆け込み需要（3兆円程度と推定）の反動減と物価上昇により2014年度の個人消費は前年比2.0%、GDP全体を1.2%押し下げたと計算されている。税率引き上げ、その他の要因も重なった事が原因としている。消費税率引き上げによる個人消費に与えた影響は2兆円台半ばと推定され2014年度の個人消費を前年比0.9%、GDP全体を0.5%押し下げたと考えられる。

清水誠氏¹⁵⁾は「2015年経済財政白書」に基づいて消費税率の引き上げがなかったとしたらどの様でなるか推定している。白書では駆け込み需要を3兆円としていますので2013年度消費をGDPから3兆円減らし2014年度に3兆円加えて計算すると実質2014年度成長率-0.4%に対して1.3%に上昇する。2015年度成長率は1.3%に対して1%とになるとしている。これはこの数十年の平均成長率1.1%とであるから2014年度で消費税率の引き上げがなかったとしても景気回復が成功したとは言い難い。また消費者は我が国の財政状況からいずれ増税があるだろうと消費を税率引き上げ前から調整しているかもしれないから引き上げたからと言って消費態度を変化しない心理が働いているかもしれないとしている。

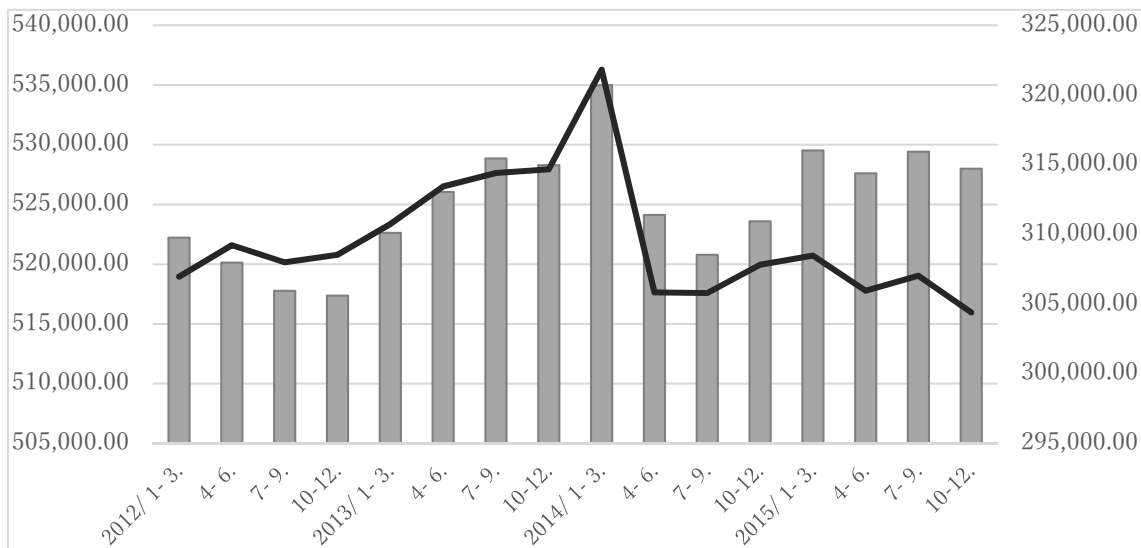
齋藤誠氏¹⁶⁾は国内総生産（GDP）国内総所得（GDI）国民総所得（GNI）日本経済全体の生産・所得を示す指標によって消費税増税の影響を調べている。それによると2014年4月の消費税増税は前については前倒しの効果があり、後の期間には反動減の効果をもたらす。したがって前倒しが出る前の期間の指標が増税後回復していない指標であれば消費税増税の影響があると言っていいのではないかと、回復している場合は消費税増税の影響が無くなっていると考えた。

それによると3指標ともに消費税増税の影響が一番強いと思われる2014年第3四半期でさえ前倒し効果が表れる前の2012年第4半期とほとんど変わらない。この指標でみ限り消費税増税の影響は軽微であったとみてよいのではないかと述べている（図表2-2-5-2参照）。消費税増税の影響は国内総生産の成長でなく家計部門での消費に影響が強いため家計消費について考察すべきという考え方は説得力がある。齋藤氏はそこで図表2-2-5-2で国内総生産（左目盛り棒グラフ）と家計消費（右目盛り折れ線グラフ）期間2013/1-3～2015/10-12の期間推移を見ることにした。

図表2-2-5-2が示すように国内総生産はすぐに増税前の水準を維持した、また成長も示している。家計消費は消費税増税をした2014年第2四半期以降2012年第4四半期を下回り横ばいで推移してきた。これは増税が悪い影響であったと言うことになる。しかし国内総生産は増税の影響が半年に比べて家計消費部門は1年半以上影響が表れるのは増税だけの影響だろうかとの疑問をもって齋藤氏は図表2-2-5-3を示し1991年第1四半期から2015年第4半期までの経済指標をみると国内総生産の成長率より家計消費の伸びは下回っている傾向がみられる。消費税増税が無かった期間でも同じ傾向がある。それから考

えると必ずしも家計消費が消費税増税のまえの水準に回復していないからと影響があったとみるのは正しいとは疑問がある。

図表 2-2-5-2 国内総生産と家計消費 (2012/1-3~2015/10~12) 単位：10 億円

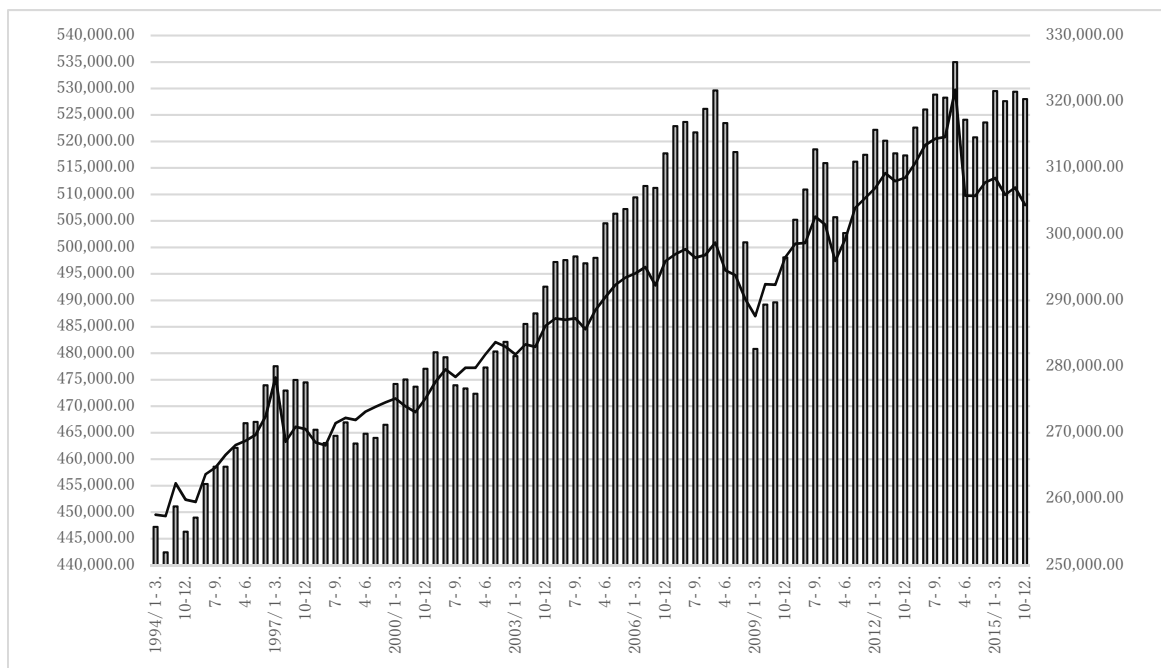


出所：内閣府国民経済計算より山田作成

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/tata/data_list/sokuhou/files/2015/qe154_2/-icsFiles/afieldfile/2016/03/07/gaku-jk1542.csv (2017/8/15 参照)

注) 左目盛り棒グラフは国内総生産、右目盛り折れ線グラフは家計消費

図表 2-2-5-3 国内総生産と家計消費(1994~2015) 単位 10 億円



出所：図表 2-2-5-2 と同じ

国内総生産の成長は消費税増税から半年で回復している、家計消費をみると増税で1年半以上も増税の影響から回復していない。だからと言って消費税増税が経済に負の影響があるとは言い切れないと結論付けている。

これらの消費税増税の影響は日本経済に軽微なものとして容認されている論調に厳しく異議をとなえているのは高橋洋一氏、森永卓郎氏等である。

高橋洋一氏¹⁷⁾は多くの経済学者・エコノミスト・財務省が2014年度経済成長率がかなり低下して0.6%であり家計調査における消費支出は対前年比4月マイナス4.6%5月マイナス8.0%6月マイナス3.0%7月マイナス5.9%でその後も消費支出改善されていない点を認めているが影響は軽微であると主張している点を指摘しそれは大きな誤りであると述べている。景気回復のために消費税を減税し資金を国民に返還すべきと提言している。

森永卓郎¹⁸⁾氏も高橋氏とほぼ同じ論調で「多くのエコノミストは、消費不振は3ヶ月で終わると言っていた。……ところが、現実には、2014年4月の消費税引き上げ後、実質消費は13ヶ月連続のマイナスとなった。」このような景気低迷は消費税増税であり日本経済に多大な悪い影響がある。デフレスパイラルを防ぐために消費税の引き下げをし所得税の分離課税の是正し、法人税の特別償却項目の廃止見直し、相続税の増税、資産税課税など、歳出面では社会保障費関連の見直しなどで減収分をおぎなうべきと述べている。

2014年4月の消費税増税により消費支出は駆け込み需要がありその後の回復は3~6ヶ月であろうとの大方の予測は実現せず消費支出は低迷しているのは事実である。それに対しての見解は影響は軽微であり問題にすることではない、とんでもない消費支出の低迷は消費税増税の最悪な日本経済に影響を与えている。と議論は幅が広い。消費税増税の景気に対する影響に関して、しばらく様子を見守りながら同時に研究を深めていきたい。

3) 社会保障制度と消費税

政府広報オンライン¹⁹⁾図表3-1では、人口構成・社会情勢・財政状況の変化している現在・将来に備えるために何故消費税の改革が必要なのかを説明している。図表3-2は消費税の使い道、社会保障の充実をどのように充実していくかを説明して社会保障と税（消費税）の一体改革を紹介している。

社会保障と税の一体改革は消費税税率の引き上げを政局にしないために当時の政権党民主党が自民党・公明党と協議をして確実に消費税税率の引き上げ%と時期を明記した法律を制定するために国民に説明した文言である。10%の消費税税率は先延ばしされたが現在8%である。8%の引き上げ後には景気の押し下げとかいろいろ批判もあるが国民の間には定着していると思われる。次の値上げは2回先延ばしされたが10%の消費税は

法律で値上げが定まっている（2019年10月）。政府広報オンラインはその前提での内容である。

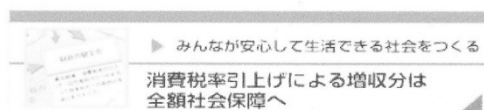
図表 3-1 社会保障と税の一体「なぜ改革が必要？」

特集

▶ 社会保障と税の一体改革

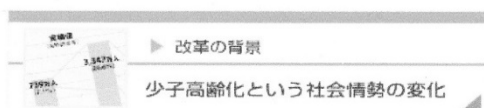
→ なぜ改革が必要なの？

人口構成や社会情勢、財政状況の変化などを説明します。



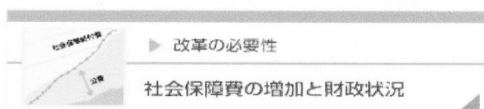
みんなが安心して生活できる、活気ある社会をつくるため、消費税率は、平成31年10月1日より10%（消費税7.8%・地方消費税2.2%）になります。

平成29年3月31日 最終更新



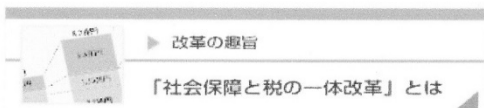
社会保障は、医療、介護、年金、子育てなどにかかる費用の負担をみんなで分かち合い、支え合う制度です。この制度の前提となる社会情勢は、現在の社会保障制度がつけられた1970年代と今日では、大きく変わってきています。

平成29年3月31日 最終更新



少子高齢化にともない、年金や医療、介護などの社会保障費用は急激に増加しています。その一方、税収は歳出に対して大幅に不足していて、このままでは将来、社会保障制度を安定的に機能させることができなくなるおそれがあります。

平成29年3月31日 最終更新



消費税率の引き上げによる増収分を含む消費税収のすべてを社会保障の財源とします。この財源で、高齢化が進んだ社会でも、世代を問わず一人ひとりが安心して暮らせるように、全世代を対象とする社会保障の充実をはかります。

平成29年3月31日 最終更新

出所：政府広報オンライン「なぜ改革が必要なのか？」

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/syaho/naze/index.html> (2017/6/20 参照)

図表 3-2 社会保障と税の一体改革「全世帯型の社会へ」

特集 ▶ **社会保障と税の一体改革**

→ **全世代型の社会保障制度へ**

消費税の使い道、社会保障をどのように充実していくかなど、社会保障と税の一体改革を紹介します。

 <p>▶ 全世代型の社会保障制度へ (1) 子ども・子育て</p>	子ども・子育て支援の充実に0.7兆円程度の財源を確保。それにより、子どもをより生み育てやすい社会、すべての子どもたちが健やかに成長する社会を目指します。
平成29年3月31日 最終更新	
 <p>▶ 全世代型の社会保障制度へ (2) 医療・介護</p>	医療介護の充実に1.5兆円弱程度の財源を確保。それにより、必要な時に、必要な医療・介護サービスを受けられる社会を目指します。
平成29年3月31日 最終更新	
 <p>▶ 全世代型の社会保障制度へ (3) 年金</p>	年金制度の充実に0.6兆円程度の財源を確保。それにより、セーフティネット機能を強化し、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。
平成29年3月31日 最終更新	

出所：政府広報オンライン「全世帯型の社会保障制度へ」

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/shaho/zensedaigata/index.html> (2017/6/20 参照)

図表 3-1、3-2 によると医療・介護・年金・子育て等の社会保障が全国民世帯に対して消費税だけで賄っているような誤解を与える文章である。しかも消費税税率 10%に引き上げなければこれらの充実して安定的な社会保障制度は破壊しますと脅かしている。問題は消費税引き上げの増税額はすべて社会保障の経費に充てると従来から主張して2017 年度予算でも主張を続けていることである。

図表 3-3 での「消費税の使い方のイメージ」をみると消費税はすべて社会保障費に使っているように見える。しかし内容を検討すると幾つかの疑問が浮かぶ。基礎年金の国の

負担二分の一 3.1兆円と後代への負担のつけ回しの軽減（国債の償還）3.3兆円はもともと消費税が施行される前は一般財源（法人税・所得税等）で賄っていた。消費税が5%になった時点から消費税に付け替えたものである。これらに消費税の財源から支出しているような政府の宣伝は疑問が残る。

図表3-3 消費税8%の使い方と10%での使い方



出所：官邸「平成29年度（2017）の社会保障の充実・安定化について」2016年12月22日
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shakaihoshokaikaku/dai4/siryou2.pdf> (2017/6/22 参照)

社会保障経費が増大・毎年の国債への依存している現状では安定的財源の確保への議論は必要である。消費税のように景気にあまり影響が少なく安定的な税収は魅力があり必要な財源である。但し消費税は本来他の法人税・所得税と変わらず社会保障費も含めて一般経費に充てられるものである。日本の消費税のように社会保障経費に限定するのは国際的

に例外であり、また、政局との関連性が深い税法であるのも国際的にはまれである。課題は消費税が社会保障経費に限定され社会保障の国民へのサービスが低下しかねないし、国債発行しなければならないのは社会保障経費の増大であるという議論などは大いに疑問がある。

社会保障経費の合計は110兆円、2025年（団塊世代が後期高齢者に）には150兆円と推定されている。現在は約60%は国民が（企業が半分）支払う社会保険料で賄われ約40%が国税・地税法で賄われている。今後国民が支払う社会保険料は現状維持から少子化に向かい増額は期待できない、しかも社会保険料率は値上げをしないことが法定されている。ますます税金で社会保障経費を賄う必要がある。

我が国の財政悪化は税収の減収傾向に対して歳出の増大を止められないからである。所得税の減税、法人税の減税が行われて消費税の増税を行ってきた。消費税収は2016年度で17兆円超である。こんご消費税率が値上げしても消費税だけでは社会保障経費を賄うことは困難である。政策を考え直す時期ではないだろうか。社会保障経費は消費税で賄うという政府の宣伝は歳出増大に歳入が追い付かない現状から社会保障経費のための増税だから国民に理解してもらうのに他の増税より国民が容認するであろうと考えているのではなかろうか。社会保障経費と消費税は本来特別な関連性がない。社会保障経費を含め歳出の見直し、歳入の主な収入である税収を税法の全体から考えるべきであろう。同時に社会保険制度も保険料徴収にあたり収入の上限制度の廃止とか法人税率の値下げをするならば事業主の現状負担は半分であるが半分より多く割増をして企業の負担増などもまた、約1兆5千億円法人税を減額している租税特別措置法などの見直し等の検討も考えられる。

おわりに

IMF（国際通貨基金）のスタッフによる「2017年対日4条協議終了にあたっての声明」が2017年6月19日²⁰⁾に発表された。それによると安倍政権の経済政策・日銀の金融政策をおおむね評価している。経済状況が好調な今構造改革を推進し「同一労働同一賃金」を実現し経済格差の縮小・企業が投資を増やすような規制緩和策を求めている。一方、財政健全化にも気を配るべきだとしている。消費税にも段階的に1%づつ税率を上げ少なくとも15%は必要と提言している。

社会保障経費の増加は必然的に今後も増加していく、国債の発行も続くであろうが低金利がいつまで続くかは不明で国債の金利は上がるであろう。法人税は国際競争に应付するためと税率は減少する可能性は大きい。歳出増加に対応するには歳出の見直しも必要であろうがどの政権であっても国債発行は限界がきているから増税は避けられないと考えられる。

法人税の増税が不可能な経済状況であるならば基幹税である所得税と消費税の増税は避けられないであろう。所得税より税率の値上げが容易な消費税の増税はIMFの提言を待つまでもなく税率の値上げは近き未来にはあると覚悟しておく必要がある。

与党は2017年12月14日に18年度税制改正大綱を発表した。それによると所得税は給与所得控除、年金所得控除を改正した。改正は給与・年金・その他高額所得者の控除を控除上限の所得金額を設ける、また控除額を引き下げる。その分基礎控除は一律に引き上げる。今後のフリーランサーの増加に対応する「税の公平性」と「所得の再配分」機能の僅かな改善となる。この改正による増税は約900億円と見積もられている。

たばこ税の段階的な引き上げ、新たに観光環境改善のためと我が国の出国にあたり支払わなければならない税を新設した。2019年度には地方税として森林の環境保全のためにと仮称森林環境税・森林譲与税の新設をした。

消費税の改正としては地方消費税の地方への配分基準の変更を2018年4月1日から実施する。配分基準の変更は東京都など大都市は減収となり地方は増収となる。2015年度地方税は約5兆円である。現配分基準は税収の75%を都道府県ごとの消費額、17.5%を人口割り、残りは従業者数割りである改正基準は消費額の75%を50%に引き下げ人口割りを50%に引き上げる。これは地方の自治体からは以前から改正を申し入れていた。大都市集中から地方に財源が移り地方の活性化に助けとなる。

小売・サービス価格の表示は現在税込み価格（総額表示方式）と外税方式（本体価格のみの表示、税別表示）両方式とも認められている。納税者の税に対する意識の向上に外税方式が望ましい。少なくとも税の意識を薄める総額表示の表示方式は避けるべきである。

安倍政権は先の衆議院選挙選挙で（2017年10月22日投票）10%の税率値上げの財源のうち国債償還に使う予定の一部を高等教育の無料化・給付奨学金の拡充・幼児保育の無料化・保育士・介護士の待遇改善に使うと公約した。高齢者偏重社会保障から全世帯社会保障の転換にすると言明している。内容は色々異論があるがこの政策に対して大まかに評価されていると思われる。マスコミ・各政党・エコノミストも政策内容にはいろいろ論議されている。しかしこの機に消費税についての根本的な論議は見当たらない。当然この政策は10%値上げが前提である。社会保障を充実すればその裏づけとなる財源を将来にわたり確保するにはとの議論があつてしかるべきだと考える。

10%の消費税実施から近い将来には10%以上の税率の値上げは必ずあり得る。所得税の非課税所得層も含めて生活するものはすべて税を払う税制である。政府としては納税者から公平に確実に税収を取得できる税であり経済的好景気不況にあまり影響されず増減が少ない税制である。

消費税の2019年10月1日より10%に税率値上げ時には軽減率が適用される。主に食品を現在の8%に据え置く税制である。消費税各国先進国も基礎的生活必需品・医療・新

聞など軽減率が適用されている。消費税の複数税率制度の実施、脱税を防ぐにこの時点でインボイス制度が始まる。遅まきながらのインボイス制度の実施開始であるが評価をしたい。軽減率制度により約1兆円の税減収とされている。この減収うめあわせの議論はあまり表には出ていない。この軽減率制度の趣旨は「消費税の逆進性」の緩和策と言われている。低所得者層の消費税額の負担を少なくするための制度である。確かに基礎的生活品の減額は納税者にとってはありがたいことである。しかしこの制度は高額所得者層にも同じく適用されるわけであるから高額所得者層が低所得者層より所得に対する負担率は低くなり、「消費税の逆進性」を緩和するとは言えなどの主張が多くみられる。

「消費税の逆進性」・「矛盾」の緩和策にどれだけ貢献するか不明であるが「ゼロ税率」・「割増税率」なども今後検討に値するのではなかろうか。

消費税は所得・資産等上下に関わらず消費者すべてのひとが支払う税制度で「広く、薄く、簡潔」な税制度であるとされ公平に納税者に負担してもらった税制度と言われている。

「消費税の逆進性」は生涯における社会保障の受給など総合的に考慮すれば支払い時点では逆進性がみられるが、しかしその時点だけで逆進性があるとは言えないとの論議もあるが逆進性を認め緩和策を行っている国は少なくない。

消費税軽減率による逆進性の緩和より、より公平となる「給付付き税額控除」が優れているとして米国・英国・オランダ・カナダ・韓国等では採用されている。消費税のない米国は別として各国の税制度により内容は異なる。我が国では若干異なるが「児童手当」などがこれらの制度に似ている。消費税率は一律であるが「給付付き税額控除」すなわち所得税において税額から一定額を控除する制度で、課税額より控除額が大きい時はその分現金で国が納税者に支給する制度である。例えば納税者の納税額が10万円である場合15万円の給付付き税額控除制度であれば納税額と控除額の差引5万円の支給が国から行われる制度である。現に「マイナンバー」制度も施行され納税者の所得の把握と確認の正確性と公平が期待できるであろうから今後消費税率の値上げ時点で政府・政党・納税者など幅広く是非議論することを期待したい。

消費税の使い道であるが我が国では形式的に社会保障経費にしか使うことが出来ない。元来消費税そのものは社会保障経費に制限されるものではない。所得税などと同じく一般財源である。我が国の消費税に関しては歴史的に常に政局の具となり混乱状況を呈してきた。「社会保障と税の一体改革」などは有力政党間で「政局」にしないという約束である。しかし選挙となると税利率を「上げない」「延期」などと争点になる。社会保障経費は増大していくことは誰にも目にも解っているはずであるから「政局の具」にせず充分に中身の議論を戦わせるように望みたい。このような政治社会情勢では現在のように「社会保障経費」の目的税はいたしかたないだろう。また、社会保障経費を賄うためには消費税

だけでは賄うことは現実的ではない。租税全体・社会保険料等総合的に勘案していく必要がある。

最後に毎日新聞・埼玉大学が実地したアンケート調査（2017年12月21日付け）と朝日新聞・東大共同調査（2017年12月22日付け）を紹介する。

毎日新聞調査による結果は

●「社会保障制度を充実するため、国民負担が高くなるのはやむを得ない」が46%で「国民の負担をおさえるために、社会保障制度のサービス低下はやむを得ない」23%で「わからない」が28%だった。世帯年収別では「世帯年収300万円未満」の層では「負担高くなるのはやむを得ない」賛成は35%で、一方「世帯年収1,000万円以上の層は賛成64%で年収が増加するほど賛成割合は増加の傾向が見られた。

●原則65歳となっている公的年金の支給開始年齢の引き上げについても、「反対」69%が「賛成」29%を大きく上回った。

●2019年10月に予定されている消費税率の10%への引き上げについては、「反対」が61%で「賛成」29%を大きく上回った。消費税率値上げの賛否も年収別で大きく賛否が分かれた「300万円未満」層の反対は70%、賛成27%であったが、年収が上がるにつれて賛成が増える傾向にあり、「1,000万円以上」の層は賛成61%、反対38%と、逆転する。

サービス低下に根強い抵抗感がある一方、具体的な負担増も受け入れがたいというジレンマが生じている状況がうかがえる。世論のジレンマと、年収による考え方の違いは、社会保障制度の改革に向け、丁寧な議論を通じた世論の成熟の必要性をうかがわせる。と結んでいる。

朝日新聞の調査（有権者へのアンケートと現選挙当選者へのアンケートの比較）では

●2019年の消費税10%への増税について

「賛成」有権者45%当選者69%、「反対」有権者39%当選者25%「どちらともいえない」有権者16%、当選者6%である。

●消費税の使い方は

「財政健全化」有権者67%当選者11%、「教育無償化」有権者24%当選者84%、「どちらともいえない」有権者8%当選者9%である。

有権者と当選者との増税に対する考え方、使い道についても大きく分断している。有権者は増税に抵抗感があり財政の健全化を望んでいるようである。衆議院議員当選者は増税を容認（推進）し、財政健全化より有権者が受けるサービスの充実を優先していることがうかがえる。

同時期の調査にも関わらず両者の消費税増税へのアンケート調査結果はかなり異なった結果である。世帯年収による考え方の違い、有権者と衆議院議員の考え方の違い等国民の消費税に対する考え方の幅が大きいことが考えられる。

2017年12月26日付け読売新聞に日本総研副理事長湯元健治氏が「財政健全化」について消費税の税率値上げを次のように論じている。

「国・地方合計1千1百兆円の借金、GDP比239%で先進国で突出している。今回の10%税率は歓迎すべきであるが借金返済が遅れてしまうのは残念である。高経済成長で税総額が増加し借金返済が可能となり「財政健全化」を達成しようとする見方には賛成出来ない。国債保有者は現在国内で90%以上であり、超低金利であるがこのような状況が将来も存続するとは考えにくい。外国からの借金が増加し金利も値上がりすることは当然予想できる。

このような危険な状況にならないためには「消費税率10%から上げないという選択肢は存在しない」その上社会保障サービスの量質とも財源に見合うよう見直し社会保障費の2割くらい抑制すれば消費税の率値上げは17~18%に抑えることが可能である、「これが現実だ」。

消費税が選挙の争点を避けるために「自動的に税率を値上げする法律の制定」を提案している。各党が財政赤字を受け止め改革の方向を共有する、増税か社会保障サービスの抑制か等を政策として競うべきだ。」

湯元氏が指摘している「財政赤字」は現実である。ただ氏は不足財源を消費税にだけ求め社会保障サービスを抑制し消費税の値上げを提案している。この点には賛同できないがまた消費税を政争の具にすべきでないとは同感である。

消費税の増税は勿論所得税・法人税など今後どういうことにするか政府・政党・納税者国民は広く議論すべきである。当然議論の中に「財政健全化」についても組み入れ、我が国の社会保障制度の水準は「高負担高福祉」「低負担低福祉」の中間のどのあたりを目指すかを時間を掛けて国民的意思統一を目指す必要がある。納税者の負担増の抵抗感をいかにして和らげるか消費税増税に際しては十分に低所得者への配慮が必要である。社会保障サービスには財源が必要である、それは納税者の痛みが伴う、抵抗感が高まる。この増税に対する抵抗感を和らげるには高額税負担を担う高所得者層にも低所得者層にも同じく納税者はすべて必要とする社会保障サービスを同等に享受出来る社会保障制度が望ましいとの提言が消えてしまっている。しかし今後消費税の増税が見込まれる将来この提言は広く論議されるに価するものである。

注

- 1) 鎌倉治子「諸外国の付加価値税 2008年版」国立図書館調査及び立法考査局 2008年10月
<http://www.ndl.go.jp/diet/publication/document/2008/200804.pdf> (2017/3/17参照)

- 2) 消費税増税反対「消費税の歴史」
http://anti_tax_increase.hatenablog.com/entry/2015/12/28/222659(2017/3/17 参照)
- 3) nippon.com「消費税「導入」と「増税」の歴史」2016年10月1日
<http://www.nippon.com/ja/features/h00013/> (2017/3/7 参照)
- 4) 商工連「商工新聞：有力20社の還付金の推算」2012年9月作成
http://www.zenshoren.or.jp/zeikin/fukouhei/121022_01/121022.html (2017/4/25 参照)
- 5) 国税庁「消費税の軽減税率制度が実施されます」2016年1月
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetu/shihi/keigenzeiritu/pdf/01.pdf> (2017/5/7 参照)
- 6) ニッセイ基礎研究所「消費税の引き上げによる世帯別負担額への試算」2007/11/29
<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=37361?site=nli>(2017/5/27 参照)
- 7) 小黒一正「消費税に「逆進性」は存在しない」日経ビジネスオンライン 2012年6月7日
http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20120604/232920/?p_2(2017/5/27 参照)
- 9) 大竹文雄「消費税の逆進性を考える 大竹文雄の経済脳を鍛える」日本経済研究センター 2012年5月17日
<http://www.Jcer.or.jp/column/otake/index362.html> (2017/5/27 参照)
- 10) 小塩隆士「18歳からの社会保障読本」ミネルヴァ書房 2015年12月 P58～60
- 11) 内閣府「社会保障給付額費の推移等」
<http://www5.cao.jp/keizai-shimon/kaigi/special/2030tf/281020/shiryoul-2.pdf>
(2017/7/13 参照)
- 12) 野口悠紀雄「英 EU 離脱！日本は円高に対処できるか」ダイヤモンド社 2016年10月6日 p.17217～178
鈴木亘「財政危機と社会保障」講談社 2010年9月20日 p.244
(社)日本経済団体連合会「近い将来の税制改革についての意見」2003年5月29日
井手英策「倉重篤郎のサンデー時評 「税の再配分」革命がニッポンを救う」2017年5月29日
<https://mainichi.jp/sunday/articles/20170626/org/00m/070/00400d>(2017/8/12 参照)
- 13) 塚崎公義「消費税と景気」
<http://www.tukasaki.net/report/1404.pdf>(2017/8/11 参照)

- 14) 内閣府「2015年度版経済財政白書」
http://www5.cao.jp/j-j/wp/wp-je15/pdf/p01013_1.pdf (2017/8/16 参照)
- 15) 清水誠「2014年の消費税増税はどのくらい景気に影響しているか？」
http://www.huffingtonpost.jp/makoto-shimizu/sales-tax_b_13579752.html (2017/8/11 参照)
- 16) 斎藤誠「消費税増税で経済成長が頓挫し、消費や所得が落ち込んだのであろうか」
2016年3月30日
http://econ.hi-u.ac.jp/~makoto/essays/consumption_tax_business_cycles.pdf
(2017/8/16 参照)
- 17) 高橋洋一「デタラメばかりだった財務省とエコノミスト」 「Voice」 2014年12月号掲載を「ironna」に再掲載
<http://ironna.jp/article/691> (2017/8/16 参照)
- 18) 森永卓郎「消費税は下げられる！」 角川新書 2017年3月10日 p.168
- 19) 政府広報オンライン「社会保障と税の一体改革」 2017年3月31日
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/syaho/naze/index.html> (2017/6/20 参照)
- 20) IMF「2017年対日4条協議終了にあたっての声明」 2017年6月19日
http://www.imf.org/ja/News/Articles/2017/06/19/MS061917_Japan-Staff-Concluding-Statement-of-2017-Article-IV-Mission (2017/12/16 参照)

参考文献

- 石井光「税の負担はどうか」中公新書 2004年3月25日
- 井手英策「18歳からの格差論」東洋経済新報社 2016年6月30日
- 小此木潔「消費税をどうするか」岩波新書 2009年9月18日
- 小塩隆士「18歳からの社会保障読本」ミネルヴァ書房 2015年12月20日
- 小野善康「景気と経済政策」岩波新書 2000年5月2日
- 志賀櫻「タックス・イート」岩波新書 2014年12月19日
- 神野直彦「「わかちあい」の経済学」岩波書店 2010年4月20日
- 鈴木亘「財政危機と社会保障」講談社 2010年9月20日
- 橘木俊詔「日本の経済格差」岩波新書 2000年11月6日
- 野口悠紀雄「英EU離脱！日本は円高に対処できるか」ダイヤモンド社 2016年10月6日
- 三木義一「日本の税金新版」岩波新書 2012年8月16日
- 森永卓郎「消費税は下げられる！」角川新書 2017年3月10日
- 宮本太郎「共生保障の戦略」岩波新書 2017年1月20日